

【表紙】**【提出書類】** 有価証券届出書**【提出先】** 関東財務局長殿**【提出日】** 平成22年6月24日提出**【発行者名】** トヨタアセットマネジメント株式会社**【代表者の役職氏名】** 取締役社長 生田 卓史**【本店の所在の場所】** 東京都港区海岸一丁目11番1号**【事務連絡者氏名】** 中越 正喜**【電話番号】** 03 - 5776 - 4751**【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】**

トヨタアセット・バンガード海外株式ファンド

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】

1,000億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】

（名称）トヨタアセットマネジメント株式会社 名古屋支店

（所在地）愛知県名古屋市西区牛島町6番1号

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

トヨタアセット・バンガード海外株式ファンド（以下「ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型株式投資信託の受益権です。

当ファンドは格付けを取得しておりません。

なお、ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下、「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けております。

受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、本書において「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を本書において「振替受益権」といいます。）。委託会社であるトヨタアセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

1,000億円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額 とします。

ただし、収益分配金の再投資は、原則として各計算期間終了日（決算日）の基準価額をもって行ないます。

「基準価額」とは、純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりで表示されます。

基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、基準価額は、販売会社にお問い合わせいただけるほか、下記委託会社の照会先に問い合わせることができます。

照会先（委託会社）の名称	電話番号	ホームページアドレス
トヨタアセットマネジメント株式会社	03-5776-4760	http://www.tamco.co.jp/

受付時間は、営業日の8時30分～11時30分、12時30分～16時30分とします。

（５）【申込手数料】

ありません。

（６）【申込単位】

原則、1万円以上1円単位とします。

* 販売会社の「定時定額購入サービス」をご利用の場合など申込形態によっては申込単位が上記と異なる場合があります。詳しくは、販売会社でご確認ください。

（７）【申込期間】

継続申込期間：平成22年6月25日から平成23年6月23日まで

（継続申込期間は、期間終了前に委託会社が有価証券届出書を提出することにより更新されます。）

（８）【申込取扱場所】

販売会社にて申込みを取扱います。

申込取扱場所（以下「販売会社」といいます。）は、前掲「（４）発行（売出）価格」に記載の委託会社の照会先にお問い合わせください。

（９）【払込期日】

ファンドの取得申込者は、販売会社の指定する日までに申込代金を販売会社に支払うものとしま

す。

各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

お申込金額は、お申込みいただいた販売会社にお支払いください。販売会社は、前掲「(4) 発行(売出) 価格」に記載の照会先に問い合わせることができます。

(11) 【振替機関に関する事項】

当ファンドの受益権の振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(12) 【その他】

・ 申込みの方法

ファンドの取得申込者は、販売会社に所定の方法で取引口座を開設の上、取得申込を行いません。その際、取得申込者と販売会社との間で、トヨタアセット・バンガード海外株式ファンド累積投資約款にしたがった契約（以下「累積投資契約」といいます。）を締結していただきます。当ファンドは、分配金再投資（累積投資）専用のファンドです。

原則として、午後3時までに販売会社が受け付けたものを当日の受付分とします。

「販売会社が受け付けたもの」とは、販売会社での所定の手続が完了したものをいいます。

・ 振替受益権の取扱い

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、投資信託振替制度 に基づく、前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、換金代金は、社振法および振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。なお、当ファンドの収益分配金については、税金を差し引いた後再投資されます。

(ご参考)

投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理する制度です。

ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的	外国投資信託の受益証券を中心に投資を行ない、グローバルな株式市場（除く、日本）の動きをとらえることを目標に運用を行ないます。実質的な投資対象は、世界主要各国（除く、日本）の株式です。
信託金の限度額	500億円
基本的性格 (商品分類)	追加型投信 / 海外 / 株式

* 「実質的な投資対象」とは投資信託証券を通して投資する、主要な投資対象という意味です。

投資信託協会では、投資者・受益者が公募投資信託を購入する等の商品選択の利用に資するために、新たにわかりやすく商品を分類いたしました。目論見書表紙には「商品分類」を、本文には「属性区分」を記載いたします。

当ファンドは、商品分類では、〔追加型投信 / 海外 / 株式〕に属しており、目論見書表紙に記載されます。（旧分類は、追加型株式投資信託 / ファンド・オブ・ファンズでした。）

「追加型投信」とは、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

「海外 / 株式」とは、目論見書又は投資信託約款において組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型投信	国内	株式	MMF	インデックス型
		債券		
追加型投信	海外	不動産投信	MRF	特殊型
	内外	その他資産 () 資産複合	ETF	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

また、当ファンドの、属性区分では〔その他資産(投資信託証券(株式))(資産配分固定型)・年1回決算・グローバル(日本を除く)・ファンド・オブ・ファンズ・為替ヘッジなし〕に属しており、目論見書本文に記載されます。

属性区分における投資対象資産については、上記の商品分類の定義(収益の源泉)とは異なり、「資産そのものについての属性区分を記載するものとする」との考え方にに基づき記載されます。

従って、

「その他資産（投資信託証券）」とは、目論見書または投資信託約款において主として「株式」、「債券」及び「不動産投信」以外の資産である投資信託証券や親投資信託（マザーファンド）等に投資する旨の記載がある場合にあたります。内書の（株式）は、「その他資産（投資信託証券）」の場合、組入れている投資信託証券が組入れている実質的投資対象資産を示し、前記の商品分類の定義（収益の源泉）がわかるように記載します。これにより、前記の商品分類表で記載される「株式」が、投資対象資産（収益の源泉）であることがわかります。さらに、（資産配分固定型）の記載で、組入れている投資信託証券の資産配分（投資割合）が固定的であることがわかります。

「年1回決算」とは、目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

「グローバル（日本を除く）」とは、目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。併せて（日本）を含むか除くかが明記されます。

「ファンド・オブ・ファンズ」とは、投資信託協会「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定される「内外の投資信託証券への投資を目的とする投資信託」をいいます。

「為替ヘッジなし」とは、目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式		グローバル (日本を除く)				
一般 大型株 中小型株	年1回	日本				フルヘッジ型
		北米			日経225	
債券	年2回	欧州	ファミリーファンド	あり ()		条件付運用型
一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年4回	アジア				
	年6回 (隔月)	オセアニア			TOPIX	ロング・ショート型/ 絶対収益追求型
	年12回 (毎月)	中南米				
不動産投信		アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ	なし		
その他資産 (投資信託証券(株式) (資産配分固定型))	日々	中近東			その他 ()	その他 ()
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	その他 ()	(中東) エマージング				

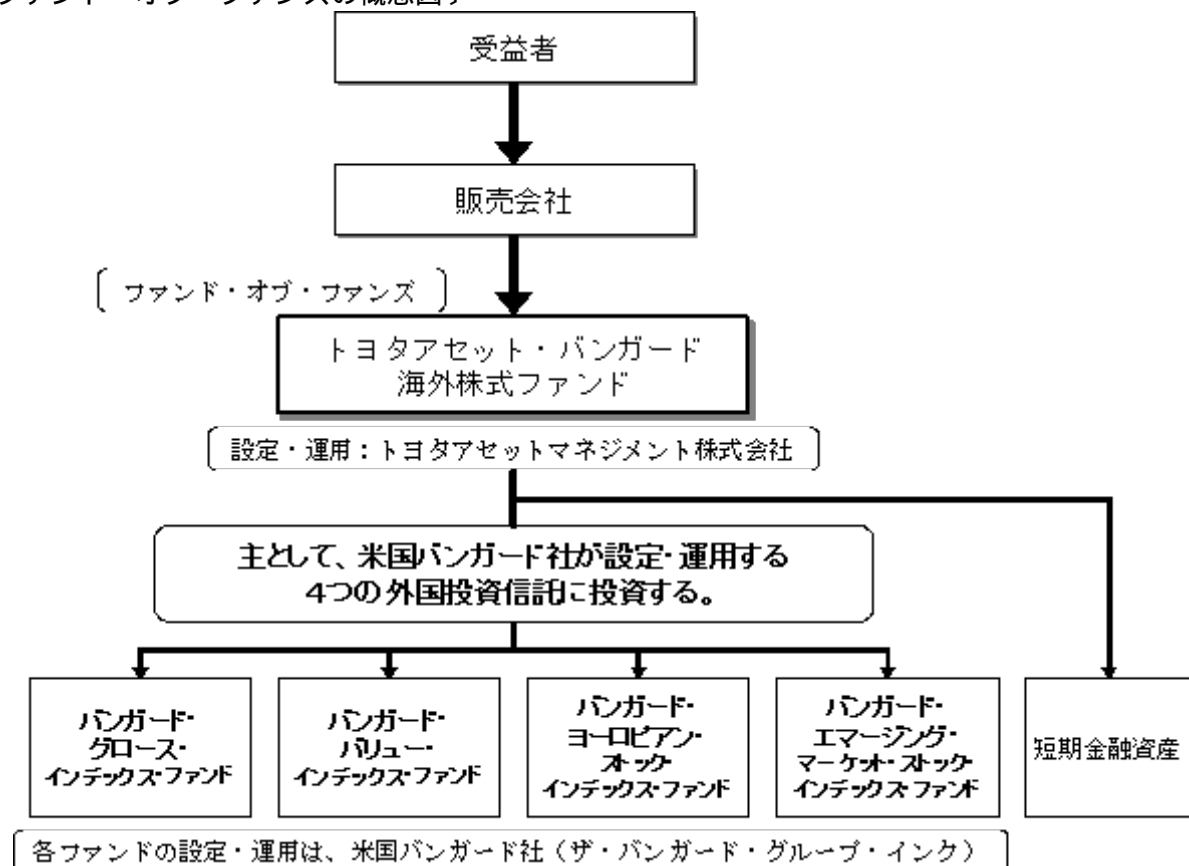
(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

なお、当ファンド以外の商品分類・属性区分の定義については、社団法人 投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご覧ください。

<運用形態>

当ファンドは、米国バンガード社が設定した「バンガード・グロース・インデックス・ファンド」「バンガード・バリュース・インデックス・ファンド」「バンガード・ヨーロッパ・ストック・インデックス・ファンド」「バンガード・エマージング・マーケット・ストック・インデックス・ファンド」の4つの米国ドル建て米国籍外国投資信託に投資する、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

〔ファンド・オブ・ファンズの概念図〕



<ファンドの特色>

日本を除く世界主要国の株式に実質的に投資し、グローバルな株式市場（日本を除く）の動きを捉えることを目標に運用を行ないます。

先進国だけでなく、新興国の株式にも投資します。

ファンド・オブ・ファンズの仕組みを採用し、既に実績のあるファンドを活用することで、効率的な分散投資を行ないます。

組入れる4ファンドが投資している銘柄総数は2,100銘柄以上です。（2010年3月末現在）

主として、米国バンガード社が設定・運用するインデックス型の4つの米ドル建て米国籍外国投資信託の受益証券に投資します。

バンガード社は運用資産約150兆円（2010年3月末現在）の世界有数の運用会社です。

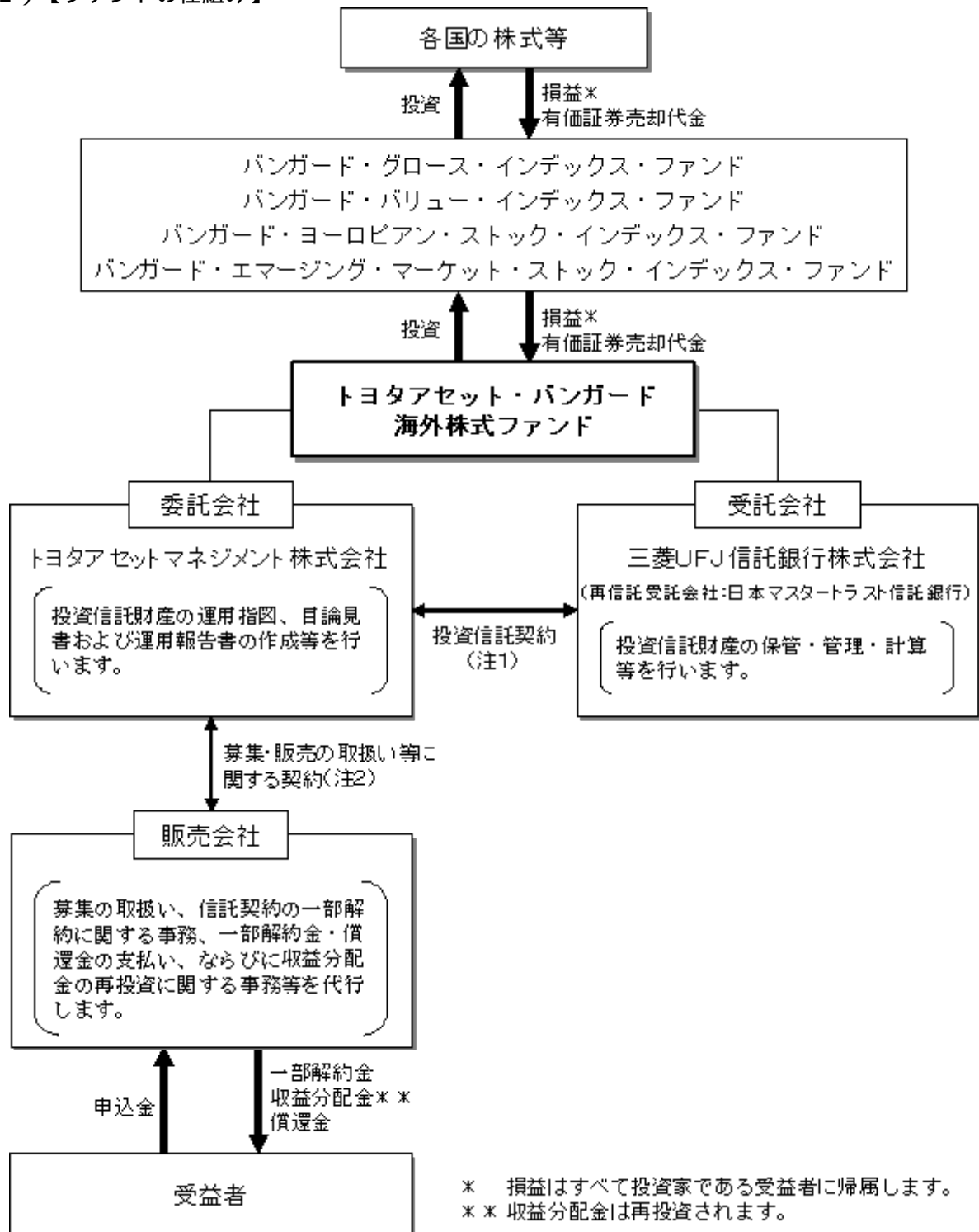
米国バンガード社の4つのインデックス・ファンドの基本配分比率は、日本を除くグローバルな株式市場の時価総額等を勘案して、概ね以下の比率で投資を行ないます。

バンガード・グロース・インデックス・ファンド	約32.5%
バンガード・バリュース・インデックス・ファンド	約32.5%
バンガード・ヨーロッパ・ストック・インデックス・ファンド	約30.0%
バンガード・エマージング・マーケット・ストック・インデックス・ファンド	約5.0%

なお、時価総額等を勘案して基本配分比率は将来的に見直しを行なうことがあります。

資金動向、市況動向ならびに信託財産の規模等によっては上記の運用ができないこともあります。

(2) 【ファンドの仕組み】



〔委託会社と関係法人との契約の概要〕

- (注1) 投資信託を運営する業務を委託会社と受託会社の間で規定したものの、投資信託の資産運用や運営方法、委託会社と受託会社および受益者との権利義務関係、受益者の権利、募集方法等の取り決め等の内容が含まれています。
- (注2) 投資信託を販売する業務を委託会社と販売会社の間で規定したものの、販売会社が行なう募集、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付等の業務範囲の取り決め等の内容が含まれています。なお、契約名称については異なる名称を使用することがあります。

〔委託会社の概況〕

名称 トヨタアセットマネジメント株式会社
本店の所在地 東京都港区海岸一丁目11番1号

資本金の額 600百万円（平成22年5月20日現在）

会社の主な沿革

平成2年2月 千代田火災投資顧問株式会社設立
平成4年3月 投資一任業務の認可を取得
平成11年9月 商号を千代田火災アセットマネジメント株式会社に変更
平成11年12月 証券投資信託委託業務の認可を取得
平成12年6月 商号をトヨタアセットマネジメント株式会社に変更
平成13年2月 名古屋支店開設
平成19年9月 金融商品取引業者（投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業）の登録を受ける

大株主の状況（平成22年5月20日現在）

株主名	住所	保有株式数 （保有比率）
トヨタファイナンシャルサービス株式会社	愛知県名古屋市 西区牛島町6番1号	6,000株 （50%）
あいおい損害保険株式会社	東京都渋谷区 恵比寿一丁目28番1号	6,000株 （50%）

2【投資方針】

(1)【投資方針】

運用の基本方針

外国投資信託の受益証券を中心に投資を行ない、グローバルな株式市場（除く、日本）の動きをとらえることを目標に運用を行ないます。

投資態度

1. 主として、米国バンガード社が設定したインデックス型の4つの米国ドル建て米国籍外国投資信託の受益証券を通じて、世界主要各国の株式（除く、日本）に実質的に投資するファンド・オブ・ファンズです。

2. 基本配分比率は、グローバルな株式市場（除く、日本）の時価総額を勘案して概ね以下の比率で投資を行ないます。

バンガード・グロース・インデックス・ファンド 約32.5%

バンガード・バリュー・インデックス・ファンド 約32.5%

バンガード・ヨーロッパ・ストック・インデックス・ファンド 約30.0%

バンガード・エマージング・マーケット・ストック・インデックス・ファンド 約 5.0%

なお、時価総額等を勘案して基本配分比率は将来的に見直しを行なうことがあります。

また、この信託の設定、解約、投資環境の変動等への対応等のため、内外の短期金融商品等に投資することがあります。

3. 組入有価証券の価格変動等によって上記基本配分比率に変動が生じた場合、原則として、上記比率から±5%（ただし、バンガード・エマージング・マーケット・ストック・インデックス・ファンドに関しては±3%）の範囲内となるよう、組入比率を調整することとします。

4. 原則として、為替ヘッジは行ないません。

5. ただし、資金動向、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

トヨタアセットマネジメント（当社）は、以下の特色を持つ米国バンガード社および同社の運用の本質的な特色を重視し、ローコストな4つのインデックス型ファンドに投資することといたしました。

ザ・バンガード・グループ・インクについて

〔会社概要（2010年3月末現在）〕

企業名	ザ・バンガード・グループ
本社所在地	ペンシルベニア州パレーフォージ
創業	1975年5月1日
事業所	アリゾナ州スコッツデイル ノースキャロライナ州シャーロット
海外拠点	オーストラリア（メルボルン） ベルギー（ブリュッセル） シンガポール 日本（東京）他、計15拠点
最大ファンド	トータル・ストック・マーケット・インデックス・ファンド （1,330億米ドル） *バンガード・プライム・マネーマーケット・ファンド（MMF）を除きます。
運用総資産	約1.6兆米ドル（約150兆円）
顧客投資家数	個人投資家、機関投資家あわせて 80カ国以上、約2,000万口座以上
ファンド数	160の米国籍ファンド（変額年金を含む） 海外市場でも多数のファンドを販売
会長兼CEO	F. ウィリアム・マクナブ
従業員数（米国）	約12,400人

ザ・バンガード・グループの特色

運用会社としての5つの本質

1. 投資に対する視点

バンガードは投資家に対し、長期的な視野を持つことの重要性を説くとともに、自らも同様に長期的な視野をもってビジネスをおこなっています。

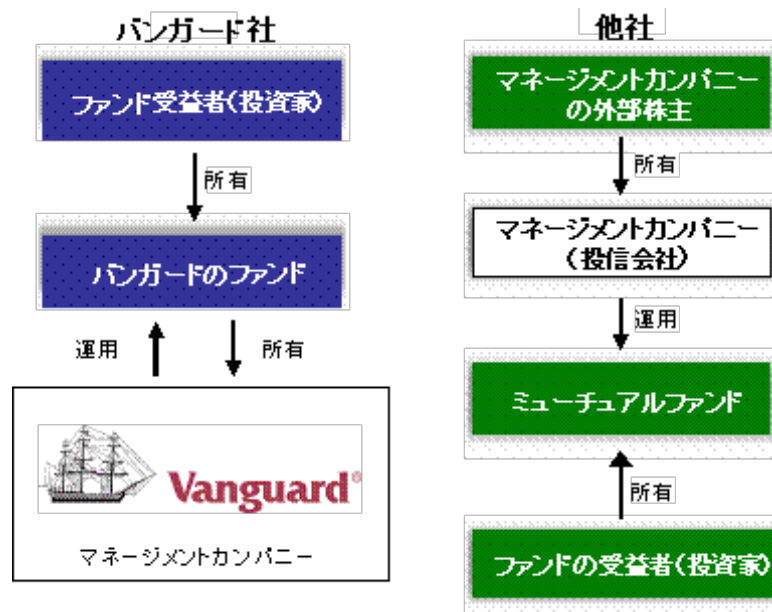
2. ローコスト リーダー

バンガードの投資哲学における重要な要素は、投資家のコストを低く抑えることにあります。投資にかかわる全てのコストは直接投資家のトータル・リターンに影響してくることから、バンガードは高価値の投資商品を可能な限り低いコストで提供することに専念しています。

3. 独特の企業形態

バンガードは他に類のない独特の組織構造から成り立っています。一般的なミューチュアル・ファンドの場合、外部株主に支配されているマネージメントカンパニー（投信会社）により運用される形態となっていますが、バンガードの場合は、逆に、投資家の所有するファンドが、バンガードを所有する構造になっています。

つまり、外部株主が存在しないのでファンドから利潤を得る必要がなく、バンガードはコストベースでファンドの運用管理、マーケティングサービスを提供しています。そのためファンドは運用管理費用を最小限にとどめることができます。



4．投資運用哲学

バンガードではさまざまなタイプのミューチュアル・ファンドを提供しています。それぞれのファンドは特定の目的をもって、明確な定義と普遍のストラテジーに従って運用されます。バンガードはブルーデント（慎重）にファンドを管理し、運用業界にたびたび蔓延する、流行の投資手法や仕掛けに乗じることはしません。

5．顧客至上主義

バンガードでは、販売活動やその他すべてに先んじて、まず投資家の利益を優先させます。また、長期的な顧客との関係を求め、正直さ、誠実さ、そして公平な取引という精神をもって、サービスを提供することを心掛けています。このことはバンガードから発信される株主レポート、目論見書、ファンドに関するコメントやウェブ・サイト記事などの情報がすべてわかりやすく、完全に開示されたものであることから証明されています。

「Vanguard」（日本語での「バンガード」を含む）及び「tall ship logo」商標は、The Vanguard Group, Inc.が有し、トヨタアセットマネジメント株式会社及び承認された販売会社にのみ使用許諾されたものです。また「トヨタアセット・バンガード 海外株式ファンド」は、The Vanguard Group, Inc.及びVanguard Investments Japan Ltdより提供、保証又は販売されるものではなく、また投資に関する助言を受けていることを表すものでもありません。従って、The Vanguard Group, Inc.及びVanguard Investments Japan Ltdは当ファンド・オブ・ファンズの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

投資対象とする外国投資信託について

当ファンドは、ザ・バンガード・グループ・インクが運用する以下の4つのファンドに投資します。

1．バンガード・グロース・インデックス・ファンド

ファンド名	バンガード・グロース・インデックス・ファンド
主要投資対象	米国の普通株式に投資するインデックス・ファンドです。投資する株式は、MSCI US プライム・マーケット・グロース・インデックスの構成銘柄となります。（インデックスの構成銘柄が変更になった場合、ファンドの投資対象も変更になる場合があります。）
分類	米国ドル建 / オープンエンド契約型外国投資信託 / 米国デラウェア籍法定トラスト / 株式インデックス・ファンド
委託会社	ザ・バンガード・グループ・インク
申込手数料	なし

管理費用 (エクスペンス・レシオ)	0.28%・・・ 米国バンガード社が2010年の目論見書で開示した数値。 詳しくは、「4 手数料等及び税金」をご参照ください。 (エクスペンス・レシオとはファンドの運用管理費用及びその他費用をファンドの平均純資産総額で割ったものです。)
運用方針	<p><運用目標/投資対象> ファンドはパッシブ運用（またはインデックス運用）され、米国成長株のインデックスである MSCI US プライム・マーケット・グロース・インデックスのパフォーマンスへの一致を目指して運用を行ないます。 そして常に株式にフルインベストを目指します。</p> <p><銘柄選定基準> ファンドはインデックスを構成するすべての、または概ねすべての普通株式に、それぞれインデックスと同じ構成割合で投資されます。</p> <p><インデックス運用手法> ファンドはインデックスを構成する株式を、インデックスとほぼ同じ割合で保有するレプリケーション手法を使用しています。</p>
ベンチマーク	MSCI US プライム・マーケット・グロース・インデックス
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ファンドは、限られた範囲で、株式先物、オプション契約、ワラント、転換証券、そしてスワップ契約といったデリバティブに投資することができます。 ・ファンドは投機目的ではこれらのデリバティブを利用しません。 ・先物契約に基づくファンドの債務はファンドの総資産の20%を超えないものとします。 ・これらのデリバティブ投資はインデックスを捕捉すると同時に、ファンドの解約に備えるためのキャッシュを確保するため、トレードを容易にするため、または先物価格が割安のときに実際の株式のかわりに先物を購入することによってコストを下げることを目的に行われます。 ・追加のインカム収入を得るため、ファンドは短期または長期で適格機関投資家に保有有価証券を貸し付けることができます。 ・一時的または緊急の目的のためにファンドの純資産の10%を超えない範囲で行なう場合を除き、借入れはおこないません。 ・外貨建証券への投資は5%以内に限定されます。 ・為替市場の変動による影響を避けるため、為替ヘッジを行なう場合があります。 ・ファンドが追随するインデックスは、そのインデックスと一般的に同じ市場を測定する他のインデックスに変更される可能性があります。
設定日	1992年11月2日
信託期間	無期限
決算日	毎年12月31日
分配方針	分配対象額の範囲は、諸経費等控除後の利子・配当収入と売却実現益等の全額とし、通常年に4回、3月、6月、9月そして12月に分配対象額の全額分配します。

2. バンガード・バリュール・インデックス・ファンド

ファンド名	バンガード・バリュール・インデックス・ファンド
主要投資対象	米国の普通株式に投資するインデックス・ファンドです。 投資する株式は、MSCI US プライム・マーケット・バリュール・インデックスの構成銘柄となります。（インデックスの構成銘柄が変更になった場合、ファンドの投資対象も変更になる場合があります。）
分類	米国ドル建/オープンエンド契約型外国投資信託/米国デラウェア籍法定トラスト/株式インデックス・ファンド
委託会社	ザ・バンガード・グループ・インク
申込手数料	なし

管理費用 (エクスペンス・レシオ)	0.26%・・・ 米国バンガード社が2010年の目論見書で開示した数値。 詳しくは、「4 手数料等及び税金」をご参照ください。 (エクスペンス・レシオとはファンドの運用管理費用及びその他費用をファンドの平均純資産総額で割ったものです。)
運用方針	<p><運用目標/投資対象> ファンドはパッシブ運用（またはインデックス運用）され、米国割安株のインデックスである MSCI US プライム・マーケット・バリュール・インデックスのパフォーマンスへの一致を目指して運用を行ないます。 そして常に株式にフルインベストを目指します。</p> <p><銘柄選定基準> ファンドはインデックスを構成するすべての、または概ねすべての普通株式に、それぞれインデックスと同じ構成割合で投資されます。</p> <p><インデックス運用手法> ファンドはインデックスを構成する株式を、インデックスとほぼ同じ割合で保有するレプリケーション手法を使用しています。</p>
ベンチマーク	MSCI US プライム・マーケット・バリュール・インデックス
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ファンドは、限られた範囲で、株式先物、オプション契約、ワラント、転換証券、そしてスワップ契約といったデリバティブに投資することができます。 ・ファンドは投機目的ではこれらのデリバティブを利用しません。 ・先物契約に基づくファンドの債務はファンドの総資産の20%を超えないものとします。 ・これらのデリバティブ投資はインデックスを捕捉すると同時に、ファンドの解約に備えるためのキャッシュを確保するため、トレードを容易にするため、または先物価格が割安のときに実際の株式のかわりに先物を購入することによってコストを下げることを目的に行われます。 ・追加のインカム収入を得るため、ファンドは短期または長期で適格機関投資家に保有有価証券を貸し付けることができます。 ・一時的または緊急の目的のためにファンドの純資産の10%を超えない範囲で行なう場合を除き、借入れはおこないません。 ・外貨建証券への投資は5%以内に限定されます。 ・為替市場の変動による影響を避けるため、為替ヘッジを行なう場合があります。 ・ファンドが追随するインデックスは、そのインデックスと一般的に同じ市場を測定する他のインデックスに変更される可能性があります。
設定日	1992年11月2日
信託期間	無期限
決算日	毎年12月31日
分配方針	分配対象額の範囲は、諸経費等控除後の利子・配当収入と売却実現益等の全額とし、通常年に4回、3月、6月、9月そして12月に分配対象額の全額分配します。

3. バンガード・ヨーロッパ・ストック・インデックス・ファンド

ファンド名	バンガード・ヨーロッパ・ストック・インデックス・ファンド
主要投資対象	<p>欧州先進国の株式市場に投資するインデックス・ファンドです。 投資する株式は、MSCI ヨーロッパ・インデックスの構成銘柄となります。 投資対象は主として、インデックスを構成する欧州16カ国である、英国、フランス、ドイツ、スイス、オーストリア、ベルギー、デンマーク、フィンランド、ギリシャ、アイルランド、イタリア、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、スペインおよびスウェーデンの株式です。 (インデックスの構成銘柄が変更になった場合、ファンドの投資対象も変更になる場合があります。)</p>
分類	米国ドル建/オープンエンド契約型外国投資信託/米国デラウエア籍法定トラスト/株式インデックス・ファンド
委託会社	ザ・バンガード・グループ・インク

申込手数料	なし
管理費用 (エクスペンス・レシオ)	0.27%・・・ 米国バンガード社が2010年の目論見書で開示した数値。 詳しくは、「4 手数料等及び税金」をご参照ください。 (エクスペンス・レシオとはファンドの運用管理費用及びその他費用をファンドの平均純資産総額で割ったものです。)
運用方針	<p><運用目標/投資対象> ファンドはパッシブ運用（またはインデックス運用）され、MSCI ヨーロッパ・インデックスのパフォーマンスへの一致を目指して運用を行ないます。</p> <p><銘柄選定基準> ファンドはインデックスを構成するすべての普通株式に、それぞれインデックスと同じ構成割合で投資します。 MSCI ヨーロッパ・インデックスは欧州16カ国の普通株式から構成されており、その大部分を英国、フランス、ドイツそしてスイスの株式が占めます。その他、オーストリア、ベルギー、デンマーク、フィンランド、ギリシャ、アイルランド、イタリア、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、スペイン、スウェーデンの株式などが含まれます。 (インデックスの構成国、銘柄は変更される可能性があります。)</p> <p><インデックス運用手法> ファンドはインデックスを構成する株式を、インデックスとほぼ同じ割合で保有するレプリケーション手法を使用しています。</p>
ベンチマーク	MSCI ヨーロッパ・インデックス
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ ファンドは、限られた範囲で、株式先物、オプション契約、ワラント、転換証券、そしてスワップ契約といったデリバティブに投資することができます。 ・ ファンドは投機目的ではこれらのデリバティブを利用しません。 ・ 先物契約に基づくファンドの債務はファンドの総資産の20%を超えないものとしします。 ・ これらのデリバティブ投資はインデックスを捕捉すると同時に、ファンドの解約に備えるためのキャッシュを確保するため、トレードを容易にするため、または先物価格が割安のときに実際の株式のかわりに先物を購入することによってコストを下げることを目的に行われます。 ・ 追加のインカム収入を得るため、ファンドは短期または長期で適格機関投資家に保有有価証券を貸し付けることができます。 ・ 一時的または緊急の目的のためにファンドの純資産の10%を超えない範囲で行なう場合を除き、借入れはおこないません。 ・ 外貨建資産への投資制限はありません。 ・ 為替市場の変動による影響を避けるため、為替ヘッジを行なう場合があります。 ・ ファンドが追随するインデックスは、そのインデックスと一般的に同じ市場を測定する他のインデックスに変更される可能性があります。
設定日	1990年6月18日
信託期間	無期限
決算日	毎年10月31日
分配方針	分配対象額の範囲は、諸経費等控除後の利子・配当収入と売却実現益等の全額とし、通常年に1回、12月に分配対象額の全額分配します。

4. バンガード・エマージング・マーケット・ストック・インデックス・ファンド

ファンド名	バンガード・エマージング・マーケット・ストック・インデックス・ファンド
-------	-------------------------------------

主要投資対象	<p>世界のエマージング株式市場に投資するインデックス・ファンドです。投資する株式は、MSCI エマージング・マーケット・インデックスの構成銘柄となります。</p> <p>欧州、アジア、アフリカ、ラテンアメリカにあるエマージング市場の普通株式に投資します。投資対象は主として中国、ブラジル、韓国、台湾の株式となっています。その他、チリ、コロンビア、チェコ共和国、エジプト、ハンガリー、インド、インドネシア、イスラエル、マレーシア、メキシコ、モロッコ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ロシア、南アフリカ共和国、タイ、トルコなどの株式にも投資されます。</p> <p>（インデックスの構成国は世界市場の発展に合わせて定期的に見直されます。）</p>
分類	米国ドル建 / オープンエンド契約型外国投資信託 / 米国デラウェア籍法定トラスト / 株式インデックス・ファンド
委託会社	ザ・バンガード・グループ・インク
申込手数料	なし
管理費用 (エクスペンス・レシオ)	<p>0.40%・・・米国バンガード社が2010年の目論見書で開示した数値。</p> <p>詳しくは、「4 手数料等及び税金」をご参照ください。</p> <p>（エクスペンス・レシオとはファンドの運用管理費用及びその他費用をファンドの平均純資産総額で割ったものです。）</p>
その他手数料	<p>パーチェス・フィー（購入時：ファンド財産維持手数料）：0.50%¹</p> <p>リデンプション・フィー（売却時：ファンド財産維持手数料）：0.25%²</p> <p>1 購入資金よりファンドに直接支払われるため、申込手数料とは異なります。</p> <p>2 売却資金よりファンドに直接支払われるため、解約手数料とは異なります。</p>
運用方針	<p>< 運用目標 / 投資対象 ></p> <p>ファンドはパッシブ運用（またはインデックス運用）され、MSCI エマージング・マーケット・インデックスのパフォーマンスへの一致を目指して運用を行ないます。ファンドは、概ねすべての（通常95%以上）の資産をインデックスを構成する普通株式に投資します。</p> <p>< 銘柄選定基準 ></p> <p>ファンドはインデックスを構成する普通株式に投資します。</p> <p>ファンドは主に欧州、アジア、アフリカ、ラテンアメリカにあるエマージング市場の普通株式に投資します。投資対象は主として、中国、ブラジル、韓国、台湾の株式となっています。その他、チリ、コロンビア、チェコ共和国、エジプト、ハンガリー、インド、インドネシア、イスラエル、マレーシア、メキシコ、モロッコ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ロシア、南アフリカ共和国、タイ、トルコなどの株式にも投資します。</p> <p>（インデックスの構成国、銘柄は変更される可能性があります。）</p> <p>< インデックス運用手法 ></p> <p>ファンドはサンプリング手法を用いて、インデックスを構成する代表的な銘柄を保有します。</p>
ベンチマーク	MSCI エマージング・マーケット・インデックス

主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ ファンドは、限られた範囲で、株式先物、オプション契約、ワラント、転換証券、そしてスワップ契約といったデリバティブに投資することができます。 ・ ファンドは投機目的ではこれらのデリバティブを利用しません。 ・ 先物契約に基づくファンドの債務はファンドの総資産の20%を超えないものとし、 ・ これらのデリバティブ投資はインデックスを捕捉すると同時に、ファンドの解約に備えるためのキャッシュを確保するため、トレードを容易にするため、または先物価格が割安のときに実際の株式のかわりに先物を購入することによってコストを下げることを目的に行われます。 ・ 追加のインカム収入を得るため、ファンドは短期または長期で適格機関投資家に保有有価証券を貸し付けることができます。 ・ 一時的または緊急の目的のためにファンドの純資産の10%を超えない範囲で行なう場合を除き、借入れはおこないません。 ・ 外貨建資産への投資制限はありません。 ・ 為替市場の変動による影響を避けるため、為替ヘッジを行なう場合があります。 ・ ファンドが追随するインデックスは、そのインデックスと一般的に同じ市場を測定する他のインデックスに変更される可能性があります。
設定日	1994年5月4日
信託期間	無期限
決算日	毎年10月31日
分配方針	分配対象額の範囲は、諸経費等控除後の利子・配当収入と売却実現益等の全額とし、通常年に1回、12月に分配対象額の全額分配します。

上記ファンドは、モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル・インク（MSCI）、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者が、保証、推奨、販売、または宣伝するものではありません。MSCI指数は、MSCIが独占的に所有しています。MSCI及びMSCI指数は、MSCI及びその関係会社のサービスマークであり、トヨタアセットマネジメント株式会社は特定の目的の為にその使用を許諾されています。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの所有者または不特定多数の公衆に対して、ファンド全般的またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックしているMSCI指数の能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCIとその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマーク、トレードネームのライセンスの所有者であり、MSCI指数は、本ファンドまたは本ファンドの発行会社あるいは所有者に関わらず、MSCIにより決定、作成、及び計算されています。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI指数の決定、作成、あるいは計算において、本ファンドの発行者または所有者の要求を考慮にいれる義務は一切ありません。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの発行時期、発行価格または発行数量の決定について、また、本ファンドを現金に償還する方程式の決定また計算について責任を負うものではなく、参加もしておりません。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの所有者に対し、本ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関連するいかなる義務または責任も負いません。

（２）【投資対象】

主要投資対象

米国ドル建の外国投資信託の受益証券を主要投資対象とします。

なお、内外の短期金融商品に直接投資する場合があります。

投資対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

イ．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

1. 有価証券
2. 金銭債権
3. 約束手形

ロ．特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産

1. 為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として米国ドル建ての米国籍外国投資信託の受益証券（バンガード・グロース・インデックス・ファンド、バンガード・バリュー・インデックス・ファンド、バンガード・ヨーロッパ・ストック・インデックス・ファンド、バンガード・エマージング・マーケット・ストック・インデックス・ファンド）および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパー
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、上記の1. から4. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

その他運用指図を行なうことができる取引

イ．公社債の借入れ

信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

ロ．外国為替予約取引

信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

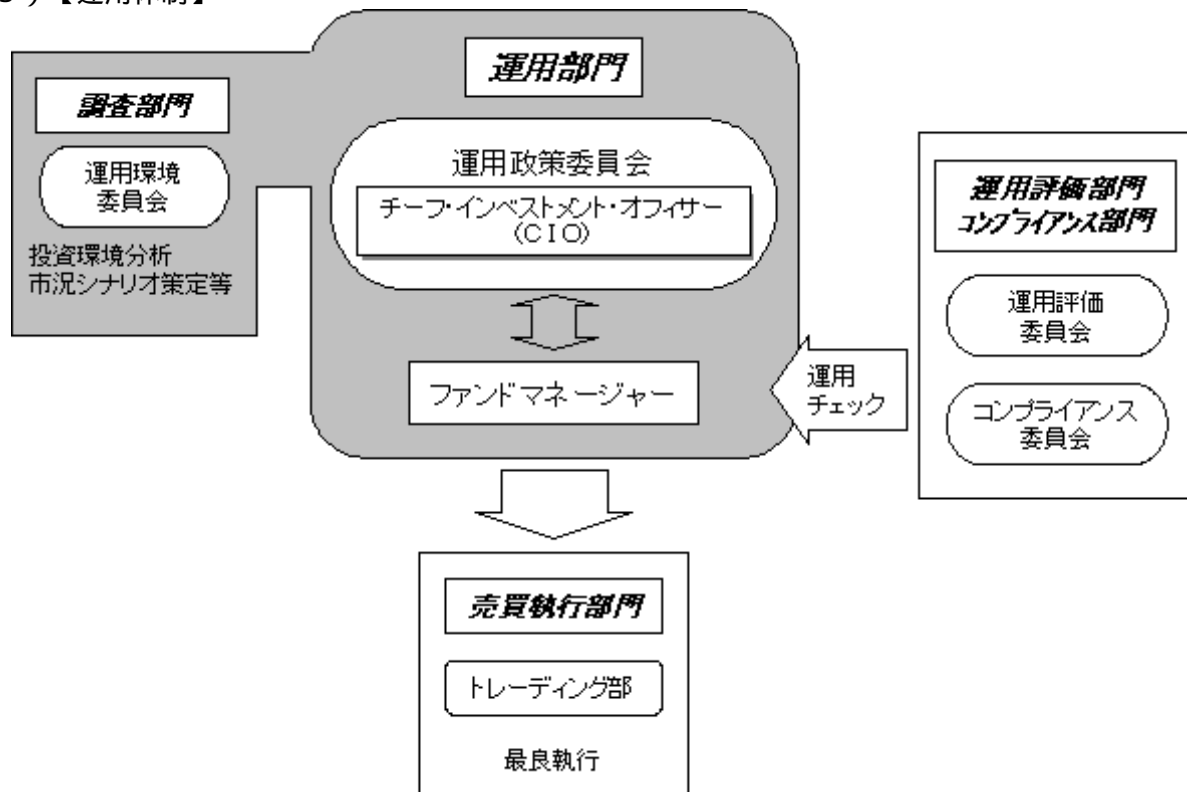
ハ．資金の借入れ

信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当ての為、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）をすることができます。

ニ．受託会社による資金の立替え

信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は、資金の立替えをすることができます。信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

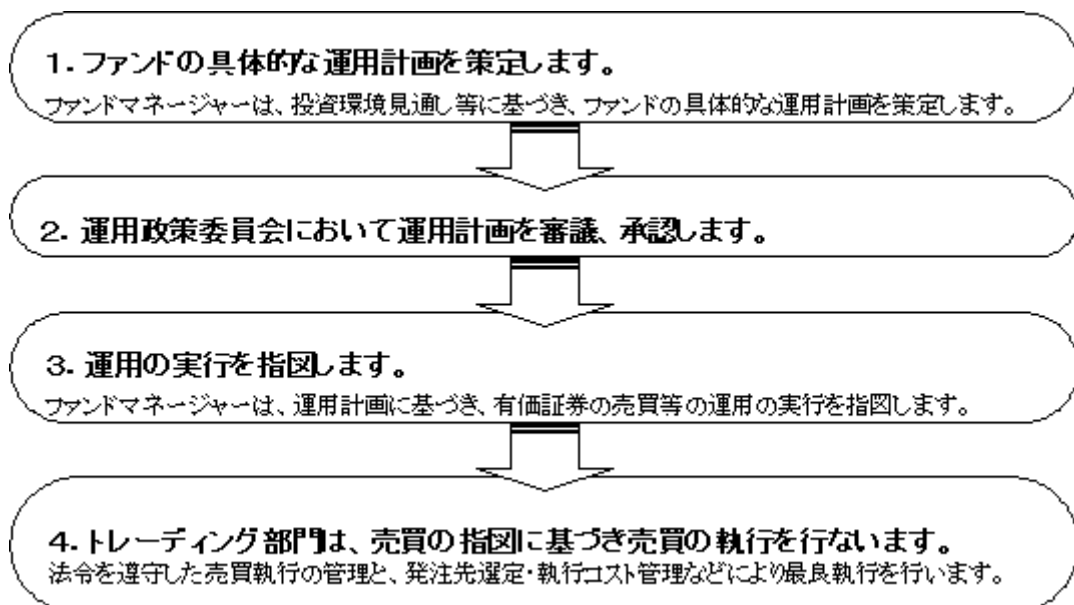
(3) 【運用体制】



上記委員会名	構成員員	主な構成メンバー
	委員会の目的	
	対応事項	
運用環境委員会	10名程度	委員長：投資戦略部長 全常勤役員、チーフインベストメントオフィサー、運用部長、チーフファンドマネージャー他
	運用業務に関わる諸情報の分析・検討を行い、重要な変化があれば速やかに運用政策委員会に提言する。	
	投資環境分析、市況シナリオの作成に関する事項の協議 投資環境の変化等の検証・投資タイミング等の検討及び提言の協議等	
運用政策委員会	20名程度	委員長：チーフインベストメントオフィサー 全常勤役員、投資戦略部長、運用部長、クライアントサービス部長、ファンドマネージャー、他
	運用の基本方針を確立する為、運用全般及び個別の資産に関する重要事項を検討、決定し、併せて運用計画の総合的検討を行う。	
	アセットアロケーションに関する事項の検討・決定 運用の基本方針および運用計画に関する事項の検討・決定等	

運用評価委員会	16名程度	委員長：クライアントサービス部担当役員 全常勤役員、チーフコンプライアンスオフィサー、チーフインベストメントオフィサー、投資戦略部長、運用部長、コンプライアンス部長、クライアントサービス部長、他
		運用パフォーマンス及びリスクの分析を行い、運用部門に対する適切かつ健全な牽制機能を発揮する事により、透明度の高い適正な運用の実現に寄与する。
	運用実績（パフォーマンス及び要因分析）に関する事項の審査・検討 各資産のリスク状況及び運用リスク管理に関する事項の審査・検討等	
コンプライアンス委員会	12名程度	委員長：コンプライアンス部担当役員 全常勤役員、チーフコンプライアンスオフィサー、チーフインベストメントオフィサー、コンプライアンス部長、投資戦略部長、運用部長、クライアントサービス部長、他
		法令等の遵守状況のチェック、投資信託財産の運用に係る投資ガイドライン及び約款の遵守状況のモニタリングを行い、社内における適切かつ健全な牽制機能を発揮する事により、適正な運用と業務の健全性の確立に寄与する。
	法令、基準等の遵守状況に関する事項の報告・審議 約款及び投資ガイドライン遵守状況に関する報告・審議等	

〔運用部門での流れ〕



委託会社による関係法人（除く販売会社）に対する管理体制

委託会社は、「受託会社」との間で、日々の純資産額照合・月次の勘定残高照合などを行なっております。

また、委託会社は、受託会社が行う受託業務について内部統制が有効に機能していることを確認するために、独立した監査法人が行った監査報告書を定期的に受け取っています。

* ファンドの運用体制等は平成22年5月25日現在であり、今後変更になる場合があります。

（４）【分配方針】

収益分配方針

毎決算時（毎年１回、原則として４月５日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日）に原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

イ．分配対象額の範囲

経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

ロ．分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

ハ．留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行いません。

収益分配金の計理

イ．信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等（消費税および地方消費税をいいます。以下同じ。）に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

ロ．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

収益分配金の再投資

イ．収益分配金は、税引き後無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。当ファンドは分配金再投資専用ファンドです。

ロ．収益分配金の再投資は、原則として各計算期間終了日（決算日）の基準価額をもって行ないます。

ハ．一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、前記の規定にかかわらず、原則として決算日から起算して５営業日までに受益者へのお支払いを開始します。

（５）【投資制限】

〔約款に定める主な投資制限〕

株式への投資制限

株式への直接投資は行ないません。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資には制限を設けません。

投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券への投資制限

同一銘柄の投資信託証券への投資は、原則として信託財産の純資産総額の50%未満とします。

デリバティブ取引

デリバティブの直接利用は行ないません。

資金の借入れ

借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借

入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

3【投資リスク】

当ファンドは、外貨（米ドル）建の外国投資信託への投資を通じて、主に海外株式を投資対象としますので、組入株式の価格の下落や、組入株式の発行会社の経営不振や債務不履行等の影響により、基準価額が下落する場合があります。また、為替ヘッジは原則として行ないませんので、投資している通貨が米ドルに対して弱くなった場合や米ドルが円に対して弱くなった場合等には当ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

したがって、受益者の投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドに生じた利益および損失はすべて受益者に帰属します。

当ファンドが有する主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク

当ファンドが組入れる外国投資信託は、海外の株式等を投資対象としております。組入れた株式等の価格動向は、内外の政治・経済情勢、株式等を発行する企業の信用状況等の変化の影響を受けます。このため組入れ株式等の値動きにより当該外国投資信託の基準価額は影響を受け、当ファンドの基準価額は下落し、損失を被ることがあります。

為替変動リスク

当ファンドに組入れる外国投資信託は米国ドル建であり、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替相場の変動の影響により基準価額が影響を受けます。また、組入れる外国投資信託は、海外の株式に投資しますので、当該外国投資信託の基準価額は、各国為替相場の変動の影響を受けることになり、当ファンドも同様に影響を受けます。

投資している国の通貨が米国ドルに対して弱く（米国ドル高に）なった場合、および米国ドルが円に対して弱く（円高に）なった場合は、当ファンドの基準価額の下落要因となります。

カントリーリスク

当ファンドは組入れる外国投資信託を通じて海外の金融・証券市場に投資を行なうため、投資対象国における政治不安や社会不安、あるいは他国との外交関係の悪化、通貨規制、資本規制などの要因により、ファンドの基準価額が影響を受け、損失を被ることがあります。

投資する外国投資信託の運用に支障をきたすリスク

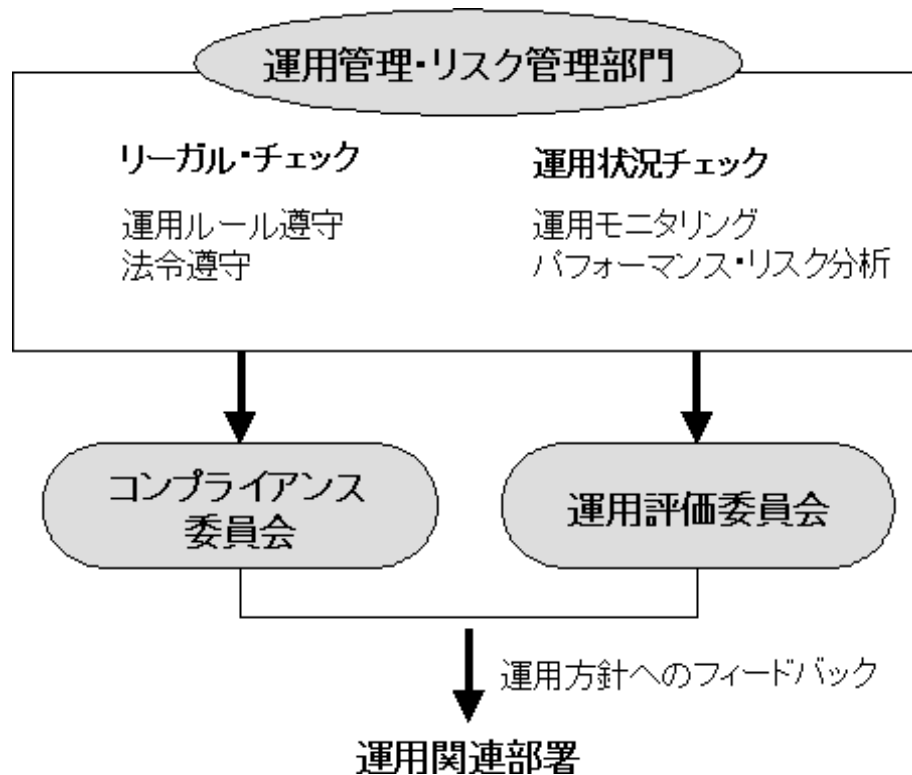
当ファンドが投資する外国投資信託を運用する企業が倒産もしくはそれに準じた状態に陥った場合、ファンドの運用に支障をきたし、その結果、当ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

その他留意点

1. ニューヨークまたはロンドンの取引所または銀行の休業日には、取得申込・解約の受付を行ないません。
2. 取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託会社の判断で取得申込および解約申込の受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込および解約申込の受付を取り消す場合があります。
3. 当ファンドは、受益権口数が10億口を下回った場合等には、信託期間中であっても償還される場合があります。

〔リスク管理体制〕

当社におけるリスク管理体制は以下のとおりです。



コンプライアンス委員会

運用に係る投資ガイドライン及び信託約款、法令等の遵守状況について報告・審議がなされ、その結果が運用関連部署へフィードバックされることで、ファンドの健全な運用に資することを目的とします。

運用評価委員会

運用パフォーマンス及びリスク分析を行ない、その状況について審査・検討がなされ、運用関連部署へフィードバックされることで、透明性の高い適正な運用の実現に寄与することを目的とします。

* リスク管理体制は平成22年5月25日現在であり、今後変更になる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

ありません。

(2)【換金（解約）手数料】

ありません。なお、信託財産留保額はありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬等

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年1.05%（税抜 1.0%）を乗じて得た額とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払います。

信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支払いの時にファンドから支払います。

税抜とは消費税および地方消費税に相当する金額を差引いたものです。（以下、本書にて同じ。）

信託報酬の配分

委託会社、販売会社、受託会社の配分は、以下の通りとします。

内訳			合計
委託会社	販売会社	受託会社	
年0.36225% (税抜0.345%)	年0.64575% (税抜0.615%)	年0.042% (税抜0.040%)	年1.05% (税抜1.0%)

実質的な信託報酬（＝投資対象とする外国投資信託の信託報酬等を勘案したもの）

当ファンドは、主として外国投資信託に投資するファンド・オブ・ファンズです。

上記信託報酬の他に、投資対象となる外国投資信託ごとに管理費用がかかります。

* 投資対象となる外国投資信託の管理費用は、ファンドの運用管理費用とその他費用をファンドの平均純資産総額で割ったエクスペンス・レシオとして開示されます。

米国バンガード社が、各外国投資信託における2010年の目論見書において開示した直近の管理費用（エクスペンス・レシオ）は以下の通りとなっており、基本組入率で加重平均した値は約0.277%となります。

ファンド名	基本組入率	管理費用
バンガード・グロース・インデックス・ファンド	32.5%	0.28%
バンガード・バリュー・インデックス・ファンド	32.5%	0.26%
バンガード・ヨーロッパ・ストック・インデックス・ファンド	30.0%	0.27%
バンガード・エマージング・マーケット・ストック・インデックス・ファンド	5.0%	0.40%
加重平均		約0.277%

管理費用は、年度によって異なります。

従いまして、実質的な信託報酬（年率）は、

当ファンド信託報酬	1.05%（税抜1.0%）
+ 投資対象ファンド加重平均管理費用	約0.277%
	約1.327%（税抜 約1.277%）

となります。

ただし、各外国投資信託の組入比率は日々変化するため、実質的な信託報酬も変化しますのでご注意ください。

（４）【その他の手数料等】

監査報酬

ファンドの財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、ファンドから支払います。

受益者が負担するファンドの財務諸表の監査に要する費用については、ファンドの純資産総額に年率0.00525%（税抜0.005%）を乗じて得た額とし、ファンドから支払います。ファンドから支払った年間の監査報酬額が一定額に満たない場合（ファンドの規模が小さい場合等）かかる費用を委託会社が負担することができます。

純資産総額が500億円を超える部分は、年率0.002625%（税抜0.0025%）とします。

当ファンドが組入れている「バンガード・エマージング・マーケット・ストック・インデックス・ファンド」の購入資金および売却資金からファンドに直接支払われる財産維持手数料として、購入時に0.5%、売却時に0.25%がかかります。（ファンド財産維持手数料は、投資対象国の市況の変化や制度の変更等を考慮し、米国バンガード社が定めることにより今後変更になることがあります。）

有価証券売買時の売買委託手数料等

資産を外国で保管する場合の費用

資金借入れを行った場合の借入金の利息、ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息（消費税等相当額を含みます。）など

上記その他の費用は、ファンドより実費として間接的にご負担いただきます。

～ につきましては、運用状況等により変動するものであり事前に料率・上限額等を示すことができません。

当ファンドに係る手数料等の合計額については、保有期間・運用状況等により異なりますので、表示することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

当ファンドは、追加型の公募株式投資信託です。

受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

< 個別元本について >

1. 受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
2. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行なうつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。
3. 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

< 収益分配金の課税について >

1. 追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。
2. 受益者が収益分配金を受取る際、イ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

個人の受益者に対する課税

1. 普通分配金について

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として10%（所得税7%および地方税3%）の軽減税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金には課税されません。

なお、確定申告を行ない、総合課税/申告分離課税を選択することもできます。

2. 一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の解約価額および償還価額から取得費（含む税込み申込手数料）を控除した利益（譲渡益）については、譲渡所得とみなされて課税が行なわれます。10%（所得税7%および地方税3%）税率による申告分離課税が適用されます。

一部解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算の仕組みがあります。買取時の利益は譲渡所得として課税され、損失は一部解約時と同様に損益通算の対象となります。

*1 買取請求の課税上の取扱いならびに損益通算については各取扱販売会社にご確認下さい。

*2 特定口座の課税上の取扱いならびに損益通算については各取扱販売会社にご確認下さい。

平成21年1月1日から平成23年12月31日までの3年間に適用される税率です。平成24年以降は、10%（所得税7%および地方税3%）の軽減税率は期限切れとなり、20%（所得税15%および地方税5%）の税率となる予定です。

法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、平成23年12月31日までは7%（所得税7%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。平成24年以降は、15%（所得税15%）の税率となる予定です。

なお、益金不算入制度は適用されません。

* 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めします。

* 税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

お申込みから換金時までの間にご負担いただく費用は次のとおりです。

申込時および換金時に直接ご負担いただく費用

時期	項目	費用
申込時	申込手数料	ありません。
換金時 (解約請求時)	換金手数料	ありません。
	信託財産留保額	ありません。

収益分配時、換金時および償還時の利益に対しては、所得税等の税金がかかります。
前記、「課税上の取扱い」の項をご参照ください。

保有時にファンドで間接的にご負担いただく（ファンドが支払う）費用

時期	項目	費用
毎日	信託報酬率 (総額)	純資産総額に対して () 年率1.05% (税抜1.0%)
<p>また、当ファンドは、外国投資信託に投資するファンド・オブ・ファンズのため、上記信託報酬 () の他に、当ファンドの投資対象の外国投資信託における管理費用 () として、年率 約0.277% がかかります。(年度により異なります。詳しくは、「費用と税金実質的な信託報酬」の項をご参照ください。)</p> <p>従って、 実質的な信託報酬率 = () + () = 年率 約1.327% (税抜 約1.277%) となります。</p>		
毎日	監査費用	純資産総額に対して 年率0.00525% (税抜0.005%) 純資産総額が500億円を超える部分は、年率0.002625% (税抜0.0025%)

その他費用として、

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、ファンドから支払います。

当ファンドが組入れている「バンガード・エマージング・マーケット・ストック・インデックス・ファンド」の購入資金および売却資金からファンドに直接支払われる財産維持手数料として購入時に0.5%、売却時に0.25% がかかります。(財産維持手数料は、投資対象国の市況動向の変化又は制度の変更等を考慮し、米国バンガード社が定めることにより今後変更になることがあります。)

その他、有価証券の売買の際発生する費用等はファンドから支払います。

資金の借入れを行なった場合の借入金の利息、外貨建資産の保管等に要する費用については、ファンドから支払います。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

5【運用状況】

以下は、平成22年5月10日現在の運用状況です。

なお、「投資比率」とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産等の評価金額の比率をいい、小数第3位以下を四捨五入しています。

(1)【投資状況】

資産の種類	国名	評価金額（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	米国	14,916,650,048	99.46
現金・預金・その他資産（負債控除後）		80,378,248	0.54
合計（純資産総額）		14,997,028,296	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国/地域	種類	銘柄名	口数	簿価（米ドル）		評価（米ドル）		邦貨換算 評価額 （円）	投資 比率 （％）
					単価	金額	単価	金額		
1	米国	投資信託 受益証券	バンガード・ バリュー・ インデックス ・ ファンド	2,898,955.221	19.86	57,573,250.68	18.81	54,529,347.70	5,036,330,554	33.58
2	米国	投資信託 受益証券	バンガード・ グロース・ インデックス ・ ファンド	2,002,428.813	28.76	57,589,852.66	26.98	54,025,529.37	4,989,797,893	33.27
3	米国	投資信託 受益証券	バンガード・ ヨーロッパ ・ ストック・ インデックス ・ ファンド	2,057,057.301	26.08	53,648,054.41	21.88	45,008,413.74	4,156,977,093	27.72
4	米国	投資信託 受益証券	バンガード・ エマージング ・ マーケット・ ストック・ インデックス ・ ファンド	327,514.705	27.08	8,869,098.21	24.25	7,942,231.59	733,544,510	4.89

種類別投資比率

種類	評価金額（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	14,916,650,048	99.46

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成22年5月10日（直近日）現在、同日前1年以内における各月末ならびに各計算期間末におけるファンドの純資産総額、および1口当たりの純資産額の推移は次のとおりです。

	純資産総額 (単位：百万円)		1口当たりの純資産額 (単位：円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
当初設定日 (平成15年6月27日)	192	-	1.0000	-
第1計算期間末 (平成16年4月5日)	1,952	1,953	1.0503	1.0513
第2計算期間末 (平成17年4月5日)	2,697	2,730	1.1605	1.1755
第3計算期間末 (平成18年4月5日)	7,690	7,768	1.4538	1.4698
第4計算期間末 (平成19年4月5日)	14,506	14,660	1.6757	1.6947
第5計算期間末 (平成20年4月7日)	15,445	15,541	1.4130	1.4220
第6計算期間末 (平成21年4月6日)	11,114	11,114	0.8250	0.8250
第7計算期間末 (平成22年4月5日)	16,681	16,909	1.0985	1.1135
平成21年5月末日	12,250	-	0.8810	-
6月末日	12,689	-	0.8913	-
7月末日	13,691	-	0.9481	-
8月末日	14,018	-	0.9692	-
9月末日	14,304	-	0.9785	-
10月末日	14,731	-	0.9986	-
11月末日	14,369	-	0.9678	-
12月末日	15,680	-	1.0521	-
平成22年1月末日	14,678	-	0.9795	-
2月末日	14,814	-	0.9794	-
3月末日	16,461	-	1.0856	-
4月末日	16,842	-	1.0980	-
平成22年5月10日（直近日）	14,997	-	0.9763	-

(注) 当初設定日の1口当たりの純資産額は当初元本(1口当たり1円)として記載。純資産総額は単位未満を切り捨て、1口当たりの純資産額は小数第5位以下を四捨五入しています。

【分配の推移】

計算期間	1口当たりの分配金
第1期 平成15年6月27日～平成16年4月5日	0.0010円
第2期 平成16年4月6日～平成17年4月5日	0.0150円
第3期 平成17年4月6日～平成18年4月5日	0.0160円
第4期 平成18年4月6日～平成19年4月5日	0.0190円
第5期 平成19年4月6日～平成20年4月7日	0.0090円

第6期 平成20年4月8日～平成21年4月6日	0.0000円
第7期 平成21年4月7日～平成22年4月5日	0.0150円

【収益率の推移】

計算期間	収益率
第1期 平成15年6月27日～平成16年4月5日	5.13%
第2期 平成16年4月6日～平成17年4月5日	11.92%
第3期 平成17年4月6日～平成18年4月5日	26.65%
第4期 平成18年4月6日～平成19年4月5日	16.57%
第5期 平成19年4月6日～平成20年4月7日	15.14%
第6期 平成20年4月8日～平成21年4月6日	41.61%
第7期 平成21年4月7日～平成22年4月5日	34.97%

(注) 収益率 = (当期分配付き基準価額 - 前期分配落ち基準価額) ÷ 前期分配落ち基準価額 × 100
ただし、第1期計算期間の収益率は、当初元本(1口 = 1円)を基準に算出。

<参考>

以下は、当ファンドが投資している外国投資信託の運用状況です。

(現時点で入手できる直近の情報として、平成22年3月31日現在の内容を記載しております。)

なお、投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産等の評価金額の比率をいいます。

「バンガード・グロース・インデックス・ファンド」

投資状況(全受益証券クラスを含む)

資産の種類	国名/地域名	評価金額(米ドル)	投資比率(%)
株式	米国	16,740,397,240	99.97
現金・預金・その他資産(負債控除後)		4,472,081	0.03
合計(純資産総額)		16,744,869,321	100.00

投資有価証券の主要銘柄(上位30銘柄)

順位	銘柄名	種類	国/地域	業種	株数	簿価(米ドル)		評価(米ドル)		投資比率(%)
						単価	金額	単価	金額	
1	MICROSOFT CORP	株式	米国	情報技術	23,750,265	25.74	611,400,905.48	29.27	695,170,256.55	4.15
2	APPLE INC	株式	米国	情報技術	2,676,862	100.01	267,705,314.58	234.93	628,875,189.66	3.76
3	IBM	株式	米国	情報技術	3,904,145	99.65	389,030,472.99	128.25	500,706,596.25	2.99
4	CISCO SYSTEMS	株式	米国	情報技術	17,097,025	21.24	363,161,267.48	26.03	445,035,560.75	2.66
5	GOOGLE INC.	株式	米国	情報技術	722,739	426.74	308,418,396.84	567.01	409,800,240.39	2.45
6	WAL-MART STORES	株式	米国	生活必需品	6,877,665	40.28	277,000,216.46	55.60	382,398,174.00	2.28
7	HEWLETT-PACKARD	株式	米国	情報技術	7,047,020	44.02	310,210,273.48	53.15	374,549,113.00	2.24
8	PEPSICO INC	株式	米国	生活必需品	4,836,962	54.19	262,114,245.59	66.16	320,013,405.92	1.91
9	ORACLE CORP	株式	米国	情報技術	11,919,548	14.21	169,418,479.57	25.69	306,213,188.12	1.83
10	PHILIP MORRIS	株式	米国	生活必需品	5,660,881	42.05	238,015,894.57	52.16	295,271,552.96	1.76
11	JOHNSON&JOHNSON	株式	米国	ヘルスケア	4,100,115	59.01	241,949,975.19	65.20	267,327,498.00	1.60
12	ABBOTT LABS	株式	米国	ヘルスケア	4,597,030	50.82	233,643,155.49	52.68	242,171,540.40	1.45

13	SCHLUMBERGER LTD	株式	米国	エネルギー	3,568,772	54.23	193,530,176.75	63.46	226,474,271.12	1.35
14	MCDONALDS CORP	株式	米国	一般消費財・サービス	3,207,453	56.37	180,805,249.16	66.72	214,001,264.16	1.28
15	QUALCOMM INC	株式	米国	情報技術	4,964,342	33.66	167,083,312.31	41.99	208,452,720.58	1.24
16	AMGEN INC	株式	米国	ヘルスケア	3,008,223	42.81	128,771,075.79	59.76	179,771,406.48	1.07
17	BOEING CO	株式	米国	資本財・サービス	2,051,569	52.87	108,466,351.77	72.61	148,964,425.09	0.89
18	MEDTRONIC INC	株式	米国	ヘルスケア	3,289,564	40.16	132,116,133.15	45.03	148,129,066.92	0.88
19	AMAZON.COM INC	株式	米国	一般消費財・サービス	1,029,527	60.37	62,156,148.16	135.73	139,737,699.71	0.83
20	BERKSHIRE HATH-B	株式	米国	金融	1,701,420	68.64	116,781,975.37	81.27	138,274,403.40	0.83
21	AMERICAN EXPRESS	株式	米国	金融	3,180,963	34.17	108,688,883.36	41.26	131,246,533.38	0.78
22	INTEL CORP	株式	米国	情報技術	5,744,193	16.12	92,585,669.35	22.26	127,865,736.18	0.76
23	VISA INC-CLASS A	株式	米国	情報技術	1,397,506	68.58	95,840,178.77	91.03	127,214,971.18	0.76
24	COLGATE-PALMOLIV	株式	米国	生活必需品	1,477,774	59.19	87,464,516.78	85.26	125,995,011.24	0.75
25	GILEAD SCIENCES	株式	米国	ヘルスケア	2,674,710	32.17	86,037,804.33	45.48	121,645,810.80	0.73
26	COCA-COLA CO	株式	米国	生活必需品	2,169,380	57.46	124,656,243.51	55.00	119,315,900.00	0.71
27	CATERPILLAR INC	株式	米国	資本財・サービス	1,850,856	58.40	108,088,964.97	62.85	116,326,299.60	0.69
28	MONSANTO CO	株式	米国	素材	1,619,986	65.30	105,785,037.07	71.42	115,699,400.12	0.69
29	TARGET CORP	株式	米国	一般消費財・サービス	2,123,839	45.37	96,367,368.13	52.60	111,713,931.40	0.67
30	UNION PAC CORP	株式	米国	資本財・サービス	1,499,565	51.15	76,697,684.37	73.30	109,918,114.50	0.66

種類別、業種別投資比率

種類	業種	投資比率 (%)
海外株式	一般消費財・サービス	12.3
	生活必需品	11.4
	エネルギー	7.3
	金融	6.3
	ヘルスケア	13.8
	資本財・サービス	8.6
	情報技術	34.9
	素材	4.4
	電気通信サービス	0.7
	公益事業	0.3
現金・預金等短期金融資産		0.0
合計		100.0

「バンガード・バリュー・インデックス・ファンド」

投資状況（全受益証券クラスを含む）

資産の種類	国名 / 地域名	評価金額（米ドル）	投資比率（％）
株式	米国	12,594,934,487	99.99
現金・預金・その他資産（負債控除後）		788,866	0.01
合計（純資産総額）		12,595,723,354	100.00

投資有価証券の主要銘柄（上位30銘柄）

順位	銘柄名	種類	国 / 地域	業種	株数	簿価（米ドル）		評価（米ドル）		投資比率（％）
						単価	金額	単価	金額	
1	EXXON MOBIL CORP	株式	米国	エネルギー	10,294,830	56.45	581,098,609.28	66.98	689,547,713.40	5.47
2	GENERAL ELECTRIC	株式	米国	資本財・サービス	23,089,824	26.25	606,114,093.93	18.2	420,234,796.80	3.33
3	PROCTER & GAMBLE	株式	米国	生活必需品	6,336,051	64.81	410,644,277.25	63.27	400,881,946.77	3.18
4	BANK OF AMERICA	株式	米国	金融	21,567,225	25.02	539,656,781.40	17.85	384,974,966.25	3.05
5	JPMORGAN CHASE	株式	米国	金融	8,545,623	37.36	319,246,663.22	44.75	382,416,629.25	3.03
6	AT&T INC	株式	米国	電気通信サービス	12,796,791	29.53	377,848,041.75	25.84	330,669,079.44	2.62
7	CHEVRON CORP	株式	米国	エネルギー	4,350,810	59.04	256,856,315.98	75.83	329,921,922.30	2.62
8	WELLS FARGO & CO	株式	米国	金融	10,533,187	39.41	415,077,968.17	31.12	327,792,779.44	2.60
9	PFIZER INC	株式	米国	ヘルスケア	17,499,335	21.92	383,607,794.39	17.15	300,113,595.25	2.38
10	MERCK & CO	株式	米国	ヘルスケア	6,623,922	37.34	247,361,233.35	37.35	247,403,486.70	1.96
11	JOHNSON&JOHNSON	株式	米国	ヘルスケア	2,991,720	63.95	191,316,731.84	65.2	195,060,144.00	1.55
12	VERIZON COMMUNIC	株式	米国	電気通信サービス	6,160,174	33.16	204,257,758.94	31.02	191,088,597.48	1.52
13	GOLDMAN SACHS GP	株式	米国	金融	1,059,114	146.51	155,171,148.51	170.63	180,716,621.82	1.43
14	INTEL CORP	株式	米国	情報技術	7,783,713	13.90	108,215,927.04	22.26	173,265,451.38	1.37
15	COCA-COLA CO	株式	米国	生活必需品	2,939,616	47.79	140,494,764.06	55	161,678,880.00	1.28
16	CONOCOPHILLIPS	株式	米国	エネルギー	3,056,643	48.09	146,985,818.75	51.17	156,408,422.31	1.24
17	UNITED TECH CORP	株式	米国	資本財・サービス	1,931,489	48.30	93,285,254.55	73.61	142,176,905.29	1.13
18	WALT DISNEY CO	株式	米国	一般消費財・サービス	3,962,773	31.21	123,668,447.81	34.91	138,340,405.43	1.10
19	3M CO	株式	米国	資本財・サービス	1,458,565	58.85	85,829,783.17	83.57	121,892,277.05	0.97
20	CITIGROUP INC	株式	米国	金融	29,880,025	5.78	172,657,412.26	4.05	121,014,101.25	0.96
21	HOME DEPOT INC	株式	米国	一般消費財・サービス	3,696,485	26.74	98,849,283.00	32.35	119,581,289.75	0.95
22	KRAFT FOODS INC	株式	米国	生活必需品	3,782,462	23.42	88,590,764.84	30.24	114,381,650.88	0.91
23	BRISTOL-MYER SQB	株式	米国	ヘルスケア	3,712,209	23.91	88,768,298.32	26.7	99,115,980.30	0.79
24	OCCIDENTAL PETE	株式	米国	エネルギー	1,144,111	53.10	60,752,669.66	84.54	96,723,143.94	0.77
25	ALTRIA GROUP INC	株式	米国	生活必需品	4,494,225	14.66	65,895,101.69	20.52	92,221,497.00	0.73
26	UNITEDHEALTH GRP	株式	米国	ヘルスケア	2,520,206	27.53	69,390,722.74	32.67	82,335,130.02	0.65
27	EMERSON ELEC CO	株式	米国	資本財・サービス	1,630,890	32.77	53,442,477.39	50.34	82,099,002.60	0.65
28	ELI LILLY & CO	株式	米国	ヘルスケア	2,242,871	46.58	104,469,136.71	36.22	81,236,787.62	0.64

29	BANK NY MELLON	株式	米国	金融	2,611,964	29.35	76,653,757.55	30.88	80,657,448.32	0.64
30	TIME WARNER INC	株式	米国	一般消費財・サービス	2,532,294	32.09	81,259,953.92	31.27	79,184,833.38	0.63

種類別、業種別投資比率

種類	業種	投資比率（％）
海外株式	一般消費財・サービス	8.2
	生活必需品	9.9
	エネルギー	14.7
	金融	25.1
	ヘルスケア	11.1
	資本財・サービス	12.6
	情報技術	3.7
	素材	3.1
	電気通信サービス	4.9
	公益事業	6.6
現金・預金等短期金融資産		0.1
合 計		100.0

「バンガード・ヨーロピアン・ストック・インデックス・ファンド」

投資状況（全受益証券クラスを含む）

資産の種類	国名 / 地域名	評価金額（米ドル）	投資比率（％）
株式	イギリス	3,826,664,864	31.04
	フランス	1,997,234,882	16.20
	スイス	1,487,253,504	12.06
	ドイツ	1,475,590,409	11.97
	スペイン	727,737,636	5.90
	オランダ	619,516,976	5.02
	イタリア	609,855,198	4.95
	スウェーデン	520,735,818	4.22
	フィンランド	232,262,601	1.88
	ベルギー	179,852,650	1.46
	デンマーク	177,239,039	1.44
	ノルウェー	139,686,867	1.13
	ギリシャ	82,827,729	0.67
	オーストリア	59,659,565	0.48
	ポルトガル	52,847,066	0.43
	アイルランド	51,213,292	0.42
ジャージー	2,062,052	0.02	
国債証券	アメリカ	15,481,820	0.13
現金・預金・その他資産（負債控除後）		71,957,631	0.58
合計（純資産総額）		12,329,679,597	100.00

投資有価証券の主要銘柄（上位30銘柄）

順位	銘柄名	種類	国/ 地域	業種	株数	簿価(米ドル)		評価(米ドル)		投資 比率 (%)
						単価	金額	単価	金額	
1	NESTLE SA-REG	株式	スイス	生活必需品	6,366,006	42.76	272,187,773.44	51.24	326,206,913.26	2.64
2	HSBC HLDGS PLC	株式	イギリス	金融	32,008,096	13.52	432,785,476.16	10.13	324,366,584.10	2.63
3	BP PLC	株式	イギリス	エネルギー	32,739,604	8.97	293,808,647.17	9.47	309,884,860.03	2.51
4	TOTAL SA	株式	フランス	エネルギー	3,878,000	69.56	269,759,873.90	58.04	225,072,356.26	1.82
5	VODAFONE GROUP PLC	株式	イギリス	電気通信サービス	91,468,572	2.65	242,309,050.64	2.31	211,558,978.53	1.71
6	NOVARTIS AG-REG	株式	スイス	ヘルスケア	3,873,944	62.02	240,276,826.66	54.09	209,556,932.81	1.70
7	ROCHE HLDG GENU NPV	株式	スイス	ヘルスケア	1,289,841	194.91	251,401,655.32	162.41	209,483,776.17	1.70
8	BANCO SANTANDER	株式	スペイン	金融	15,031,134	16.96	254,931,531.78	13.26	199,374,267.40	1.61
9	GLAXOSMITHKLINE	株式	イギリス	ヘルスケア	9,534,825	22.53	214,841,653.50	19.19	183,018,430.16	1.48
10	TELEFONICA	株式	スペイン	電気通信サービス	7,640,523	22.69	173,352,360.87	23.69	181,039,481.90	1.47
11	SIEMENS AG-REG	株式	ドイツ	資本財・サービス	1,510,554	105.25	158,988,707.16	99.92	150,930,840.66	1.22
12	RIO TINTO PLC	株式	イギリス	素材	2,515,868	39.19	98,589,833.01	59.12	148,734,727.15	1.20
13	SANOFI-AVENTIS	株式	フランス	ヘルスケア	1,933,080	90.01	173,989,194.64	74.63	144,263,358.84	1.17
14	BHP BILLITON PLC	株式	イギリス	素材	4,048,544	18.85	76,330,167.90	34.18	138,371,020.59	1.12
15	ROYAL DUTCH SH-B	株式	イギリス	エネルギー	4,945,202	28.27	139,808,843.51	27.57	136,328,825.94	1.10
16	BNP PARIBAS	株式	フランス	金融	1,739,200	96.94	168,593,909.94	76.65	133,304,463.19	1.08
17	E.ON AG	株式	ドイツ	公共事業	3,489,968	48.09	167,840,641.72	36.97	129,026,946.87	1.04
18	BRIT AMER TOBACC	株式	イギリス	生活必需品	3,662,224	26.89	98,483,001.56	34.48	126,256,719.92	1.02
19	ROYAL DUTCH SH-A	株式	オランダ	エネルギー	4,328,822	33.10	143,294,008.20	28.92	125,183,373.67	1.01
20	ASTRAZENECA PLC	株式	イギリス	ヘルスケア	2,659,733	44.55	118,494,963.10	44.59	118,586,087.10	0.96
21	BARCLAYS PLC	株式	イギリス	金融	20,939,891	8.47	177,280,140.21	5.45	114,021,421.45	0.92
22	ENI SPA	株式	イタリア	エネルギー	4,779,753	30.96	147,976,916.84	23.46	112,115,416.33	0.91
23	NOKIA OYJ	株式	フィンランド	情報技術	6,875,389	23.46	161,327,444.49	15.58	107,147,481.21	0.87
24	BG GROUP PLC	株式	イギリス	エネルギー	6,184,010	13.22	81,728,338.45	17.32	107,093,414.37	0.87
25	CREDIT SUISS-REG	株式	スイス	金融	2,066,138	65.82	135,995,838.02	51.47	106,349,099.64	0.86
26	UBS AG-REG	株式	スイス	金融	6,481,283	45.71	296,254,409.90	16.27	105,436,895.92	0.85
27	ANGLO AMER PLC	株式	イギリス	素材	2,415,718	41.34	99,864,299.50	43.53	105,153,909.06	0.85
28	BASF SE	株式	ドイツ	素材	1,686,243	51.71	87,192,442.42	61.90	104,375,015.49	0.85
29	ALLIANZ SE-REG	株式	ドイツ	金融	833,320	199.15	165,956,344.10	125.16	104,296,428.83	0.84
30	BAYER AG	株式	ドイツ	ヘルスケア	1,518,200	67.36	102,270,349.62	67.57	102,585,029.70	0.83

種類別、業種別投資比率

種類	業種	投資比率(%)
----	----	---------

海外株式	一般消費財・サービス	7.4
	生活必需品	11.9
	エネルギー	10.9
	金融	23.4
	ヘルスケア	10.1
	資本財・サービス	10.0
	情報技術	3.0
	素材	9.7
	電気通信サービス	6.7
	公益事業	6.0
現金・預金等短期金融資産		0.9
合 計		100.0

「バンガード・エマージング・マーケット・ストック・インデックス・ファンド」
投資状況（全受益証券クラスを含む）

資産の種類	国名 / 地域名	評価金額（米ドル）	投資比率（％）
株式	中国	6,575,542,567	17.56
	ブラジル	6,096,719,874	16.28
	韓国	4,824,220,810	12.89
	台湾	3,959,120,303	10.57
	インド	2,917,762,082	7.79
	南アフリカ	2,672,728,326	7.14
	ロシア	2,486,096,959	6.64
	メキシコ	1,696,104,027	4.53
	イスラエル	1,103,308,075	2.95
	マレーシア	1,081,749,328	2.89
	インドネシア	760,605,385	2.03
	トルコ	579,777,755	1.55
	タイ	564,618,863	1.51
	チリ	522,310,324	1.40
	ポーランド	502,632,516	1.34
	ハンガリー	227,884,129	0.61
	ペルー	191,722,961	0.51
	フィリピン	165,736,930	0.44
	チェコ	152,162,544	0.41
	コロンビア	116,762,190	0.31
	エジプト	95,471,170	0.25
アメリカ	17,398,651	0.05	
モロッコ	3,973,493	0.01	
国債証券	アメリカ	3,395,474	0.01
現金・預金・その他資産（負債控除後）		121,887,148	0.33
合計（純資産総額）		37,439,691,883	100.00

投資有価証券の主要銘柄（上位30銘柄）

順位	銘柄名	種類	国/ 地域	業種	株数	簿価（米ドル）		評価（米ドル）		投資 比率 （%）
						単価	金額	単価	金額	
1	CHINA MOBILE	株式	中国	電気通信 サービス	67,355,167	9.31	627,263,615.61	9.62	647,716,714.99	1.73
2	GAZPROM-ADR	株式	ロシア	エネルギー	26,302,519	36.43	958,325,529.64	23.33	613,637,277.46	1.64
3	TEVA PHARMA	株式	イスラエ ル	ヘルスケ ア	9,698,545	47.78	463,389,391.33	63.23	613,279,950.48	1.64
4	AMERICA MOVIL-L	株式	メキシコ	電気通信 サービス	203,926,728	1.74	354,030,044.87	2.52	513,455,791.54	1.37
5	SAMSUNG ELECTRON	株式	韓国	情報技術	669,307	420.99	281,769,012.02	722.99	483,905,146.70	1.29
6	SAMSUNG ELEC-GDR	株式	韓国	情報技術	1,155,958	283.50	327,718,222.12	367.38	424,673,696.49	1.14
7	CHINA CONST BA-H	株式	中国	金融	499,528,493	0.67	334,468,924.91	0.82	408,382,376.92	1.09
8	CHINA LIFE INS-H	株式	中国	金融	83,600,470	3.05	255,352,762.89	4.79	400,622,633.35	1.07
9	IND&COMM BK-H	株式	中国	金融	508,441,659	0.65	332,908,374.17	0.76	386,811,851.44	1.03
10	VALE SA-SP P ADR	株式	ブラジル	素材	13,487,417	20.39	274,954,516.66	27.76	374,410,695.92	1.00
11	HON HAI PRECISIO	株式	台湾	情報技術	84,814,633	3.22	273,109,495.90	4.33	367,248,098.66	0.98
12	PETROBRAS-PREF	株式	ブラジル	エネルギー	17,903,912	7.14	127,905,040.18	19.82	354,786,098.84	0.95
13	RELIANCE INDS	株式	インド	エネルギー	14,779,306	14.05	207,671,171.92	23.93	353,684,772.68	0.95
14	PETROBRAS-SP ADR	株式	ブラジル	エネルギー	8,817,847	33.84	298,419,203.64	39.59	349,098,562.73	0.93
15	BANK OF CHINA-H	株式	中国	金融	634,290,525	0.45	283,030,234.95	0.53	337,397,279.73	0.90
16	CNOOC LTD	株式	中国	エネルギー	200,937,152	1.14	228,779,004.74	1.65	331,747,510.98	0.89
17	INFOSYS TECH LTD	株式	インド	情報技術	5,133,835	33.83	173,656,894.36	58.23	298,945,565.87	0.80
18	LUKOIL OAO-ADR	株式	ロシア	エネルギー	5,198,632	71.48	371,600,223.29	56.64	294,455,232.99	0.79
19	ITA UUNIBANC-ADR	株式	ブラジル	金融	13,197,407	17.68	233,367,217.70	21.99	290,210,979.93	0.78
20	PETROBRAS SA-ADR	株式	ブラジル	エネルギー	6,497,306	39.41	256,030,163.00	44.49	289,065,143.94	0.77
21	VALE SA-PF A	株式	ブラジル	素材	10,356,177	7.56	78,295,117.03	27.75	287,388,497.74	0.77
22	PETROBRAS	株式	ブラジル	エネルギー	12,833,196	8.33	106,930,821.23	22.26	285,695,296.00	0.76
23	TAIWAN SEMIC-ADR	株式	台湾	情報技術	26,810,307	10.07	269,968,701.08	10.49	281,240,120.43	0.75
24	PETROCHINA CO-H	株式	中国	エネルギー	237,453,679	1.07	253,057,778.46	1.17	278,372,573.47	0.74
25	SBERBANK-CLS	株式	ロシア	金融	94,841,654	3.14	298,224,590.52	2.90	275,423,173.49	0.74
26	SASOLLTD	株式	南アフリカ	エネルギー	6,453,272	34.40	221,980,884.71	41.45	267,460,803.08	0.72
27	TSMC	株式	台湾	情報技術	136,825,045	1.67	228,067,583.65	1.94	265,131,539.90	0.71
28	MTN GROUP LTD	株式	南アフリカ	電気通信 サービス	16,540,232	13.20	218,353,404.75	15.35	253,904,985.19	0.68
29	VALE SA-SP ADR	株式	ブラジル	素材	7,689,741	22.14	170,241,086.23	32.19	247,532,762.79	0.66
30	VALE SA	株式	ブラジル	素材	7,059,338	8.98	63,358,391.88	31.95	225,552,666.89	0.60

種類別、業種別投資比率

種類	業種	投資比率（%）
----	----	---------

海外株式	一般消費財・サービス	5.8
	生活必需品	5.8
	エネルギー	14.2
	金融	24.2
	ヘルスケア	2.5
	資本財・サービス	6.8
	情報技術	13.3
	素材	15.2
	電気通信サービス	8.4
	公益事業	3.6
現金・預金等短期金融資産		0.2
合 計		100.0

6【手続等の概要】

(1) お申込（買付）の手続きについて

申込手続等	<ul style="list-style-type: none"> ・取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得申込を行ないません。その際、取得申込者と販売会社との間で累積投資契約（販売会社により異なる名称を使用することがあります。）を締結していただきます。 ・販売会社によっては「定時定額購入サービス」（販売会社により異なる名称を使用することがあります。）を利用することができます。この場合は、取得申込者と販売会社との間で「定時定額購入サービス」に関する契約を締結していただきます。
販売会社	<ul style="list-style-type: none"> ・販売会社（申込取扱場所および払込取扱場所）は、第一部「証券情報」の（４）「発行（売出）価格」に記載の委託会社の照会先にお問い合わせください。
申込時期	<ul style="list-style-type: none"> ・継続申込期間は、平成22年6月25日から平成23年6月23日までです。 （継続申込期間は、期間終了前に委託会社から有価証券届出書を提出することにより更新されます。） ・原則として、販売会社の毎営業日にお申込みいただけます。ただし、取得申込日がニューヨークまたはロンドンの取引所または銀行の休業日にあたる場合は、取得申込に応じないものとします。 ・原則として、午後3時までに受け付けたものを当日の受付分とします。 「受け付けたもの」とは、販売会社での所定の手続きが完了したものをいいます。
申込価額	<ul style="list-style-type: none"> ・取得申込受付日の翌営業日の基準価額（1万口当り） * ファンドの設定当初の元本は1口あたり1円です。 * 収益分配金の再投資は、原則として計算期間終了日（決算日）の基準価額をもって行ないます。
申込単位	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、1万円以上1円単位とします。 * 収益分配金を再投資する場合には1口単位とします。 * 販売会社の「定時定額購入サービス」をご利用の場合など、申込形態によっては申込単位が上記と異なる場合があります。詳しくは、販売会社でご確認下さい。
申込手数料 払込期日	<ul style="list-style-type: none"> ・ありません。 ・取得申込者は、販売会社の指定する日までに申込代金を販売会社に支払うものとします。 ・各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行なわれる日に販売会社より委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンドの口座に払い込まれます。
振替制度と取得 申込について	<ul style="list-style-type: none"> ・取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、当該取得申込者が受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を申し出るものとします。 ・取得申込者が申込代金を販売会社に支払うことにより、受益権の振替を行なうための振替機関等の口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。 ・販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。 ・委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため「社債、株式等の振替に関する法律」（以下、社振法といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。 ・振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。 ・受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないません。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・取引所等における取引の停止など、その他やむを得ない事情があるときは、取得のお申込の受付を中止することおよびすでに受け付けた取得の申込みの受付を取り消す場合があります。

（本書において「取引所」とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。）

（２）ご換金（解約）の手続きについて

- | | |
|--|--|
| <p>解約手続</p> <p>解約時期</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・お申込（買付）された販売会社へお申出ください。 ・原則として、販売会社の毎営業日に解約のお申込ができます。ただし、ニューヨークまたはロンドンの取引所または銀行の休業日には、解約の請求を受け付けないものとします。 ・解約の申込の受付は原則として、販売会社の各営業日の午後3時までに受け付けたものを当日の受付分とします。これら受付時間を過ぎてからの申込は翌営業日の取扱いとします。 ・ファンドの規模および商品性格等にもとづき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には金額制限や受付時間に制限を設ける場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
「受け付けたもの」とは、販売会社での所定の手続きが完了したものをいいます。 |
| <p>解約価額</p> <p>解約単位</p> <p>解約手数料</p> <p>信託財産留保額</p> <p>お支払開始日</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・解約請求受付日の翌営業日の基準価額（1万口当り） ・1口単位 ・ありません。 ・ありません。 ・解約代金のお支払いは、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社にてお支払いします。
* 海外の休日・解約に伴う外国投資信託の売却状況等によっては、上記の原則による支払開始日が遅延する場合があります。 |
| <p>振替制度と解約について</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・換金の請求を受益者がするときは、原則として振替受益権をもって行なうものとします。 ・換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。 |
| <p>その他</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・取引所等における取引の停止など、その他やむを得ない事情があるときは、解約の請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約の請求の受付を取り消す場合があります。 ・販売会社への買取請求によるご換金の取扱いは販売会社により異なります。詳しくは各販売会社にお問い合わせください。 |

7【管理及び運営の概要】

（１）信託期間、計算期間（決算日）

- 信託期間** ・原則、無期限です。
（当初設定日は平成15年6月27日です。）
- 計算期間（決算日）** ・原則、毎年4月6日から翌年4月5日（決算日）までとなります。
（ただし、4月5日が休業日のときは、翌営業日が決算日となります。）

（２）基準価額について

- 基準価額の算出** ・毎営業日、計算されます。
・基準価額 = 信託財産の純資産総額 ÷ 受益権総口数
（便宜上、1万口あたりに換算した価額で表示します。）
- 基準価額の照会** ・委託会社、各販売会社
（委託会社の照会先は第一部「証券情報」の（４）「発行（売出）価格」をご覧ください。）
・原則、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊「オープン基準価格」欄の〔トヨタ〕の中で＜海外株式＞に記載されている価格。
記載名は今後変更になることがあります。
- 資産の評価** ・ホームページ（委託会社、投資信託協会、情報提供会社など）
・外国投資信託の評価は、原則として、当ファンドの計算日における前日の米国バンガード社が計算する基準価額で評価し、外貨建資産の円換算は、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値で計算されます。

（３）運用状況のお知らせ

- 運用報告書** ・決算時および償還時に、期間中の運用経過、組入証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じてお渡しします。
- 月次レポート** ・月次レポートを作成しております。委託会社のホームページか販売会社にて入手することができます。

（４）その他

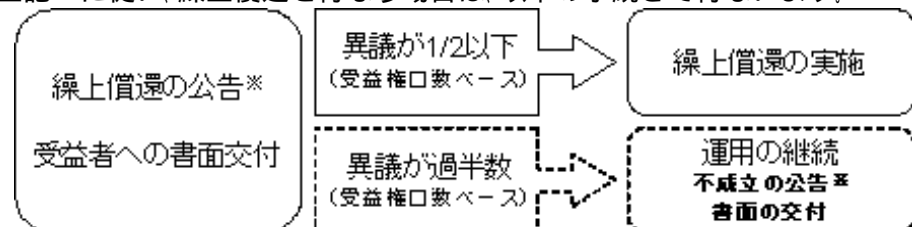
繰上償還

以下の場合には、信託約款に定める手続きにより繰上償還（ファンドの終了）させることがあります。

- ・残存口数が10億口を下回るようになった場合
- ・受益者のために有利であると認めるとき
- ・やむを得ない事情が発生したとき

（あらかじめ、その旨を監督官庁に届け出ます。）

上記 に従い、繰上償還を行なう場合は、以下の手続きで行ないます。



受益者が異議を述べることができる期間
「異議申出期間」(1ヵ月以上)

※すべての受益者に書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
信託財産の状態に照らし真にやむを得ない事情が生じている場合には、上記「異議申し立て」の規定を適用せず、繰上償還させることがあります。
上記の他、監督官庁より解約の命令を受けたときなどには、ファンドを終了させることがあります。

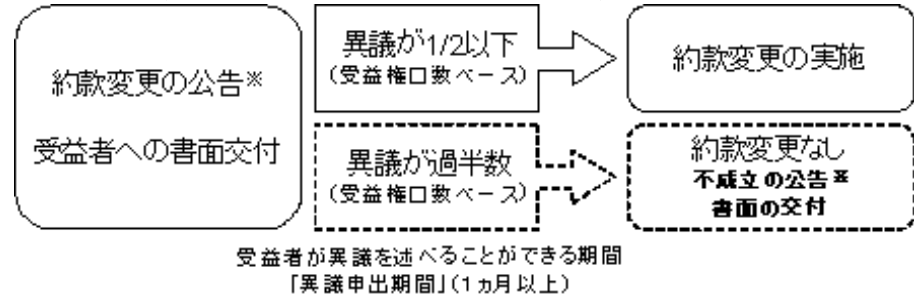
約款変更

以下の場合には、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとします。

- ・受益者の利益のため必要と認めるとき
- ・やむを得ない事情が発生したとき
- ・監督官庁の命令があったとき

（あらかじめ、その旨を監督官庁に届け出ます。）

上記のうち、その内容が重大なものについては、以下の手続きで行ないます。



※すべての受益者に書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

反対者の買取請求権

- ・繰上償還または約款変更（その内容が重大なもの）を行なうこととなった場合、異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

信託財産の分別管理

- ・受託会社で保管された信託財産は、信託法に基づき、受託会社固有の資産（自己の資産、預金など）とは分別されて保管することが義務付けられています。但し、ご投資家の資産は日々時価で管理されていますので、投資元本を保証する仕組みではありません。

受益者の権利等

- ・受益者の有する主な権利には、収益分配金に対する請求権、償還金に対する請求権および換金（解約）請求権があります。

公告

- ・委託会社が受益者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

??

第2【財務ハイライト情報】

以下の情報は、第三部「ファンドの詳細情報」の第4「ファンドの経理状況」に記載されている財務諸表から抜粋して記載したものです。

ファンドの財務諸表については、あらた監査法人による監査を受けております。

また、当該監査法人による監査報告書は、第三部「ファンドの詳細情報」の第4「ファンドの経理状況」に記載されている財務諸表に添付されています。

1【財務諸表】

【トヨタアセット・バンガード海外株式ファンド】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第6期 (平成21年4月6日現在)	第7期 (平成22年4月5日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	113,169,253	476,310,993
投資信託受益証券	11,076,530,785	16,532,726,030
未収利息	248	913
流動資産合計	11,189,700,286	17,009,037,936
資産合計	11,189,700,286	17,009,037,936
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	-	227,782,576
未払解約金	23,887,233	20,475,507
未払受託者報酬	2,032,644	3,153,877
未払委託者報酬	48,783,342	75,692,997
その他未払費用	254,020	394,172
流動負債合計	74,957,239	327,499,129
負債合計	74,957,239	327,499,129
純資産の部		
元本等		
元本	13,472,300,979	15,185,505,121
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	2,357,557,932	1,496,033,686
(分配準備積立金)	1,573,850,615	1,466,139,272
元本等合計	11,114,743,047	16,681,538,807
純資産合計	11,114,743,047	16,681,538,807
負債純資産合計	11,189,700,286	17,009,037,936

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第6期	第7期
	自 平成20年 4月 8日 至 平成21年 4月 6日	自 平成21年 4月 7日 至 平成22年 4月 5日
営業収益		
受取配当金	398,340,476	317,817,557
受取利息	443,367	104,613
有価証券売買等損益	7,013,743,350	4,731,721,333
為替差損益	193,022,098	693,004,313
営業収益合計	6,807,981,605	4,356,639,190
営業費用		
受託者報酬	5,422,047	5,851,257
委託者報酬	130,129,069	140,430,136
その他費用	697,188	746,017
営業費用合計	136,248,304	147,027,410
営業利益又は営業損失（ ）	6,944,229,909	4,209,611,780
経常利益又は経常損失（ ）	6,944,229,909	4,209,611,780
当期純利益又は当期純損失（ ）	6,944,229,909	4,209,611,780
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	551,969,531	231,917,458
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	4,514,035,267	2,357,557,932
剰余金増加額又は欠損金減少額	321,461,373	292,062,612
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	292,062,612
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	321,461,373	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	800,794,194	188,382,740
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	800,794,194	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	188,382,740
分配金	-	227,782,576
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,357,557,932	1,496,033,686

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

期別	第6期	第7期
項目	自 平成20年 4月 8日 至 平成21年 4月 6日	自 平成21年 4月 7日 至 平成22年 4月 5日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	投資信託受益証券 同左

<p>2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法</p>	<p>為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>	<p>為替予約取引</p> <p>同左</p>
<p>3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p>	<p>(1) 外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p> <p>(2) 計算期間末日の取扱い</p> <p>平成20年4月5日およびその翌日と平成21年4月5日が休日のため、信託約款第32条により、前計算期間末日を平成20年4月7日とし、当計算期間末日を平成21年4月6日としております。このため、当計算期間は364日となっております。</p>	<p>(1) 外貨建取引等の処理基準</p> <p>同左</p> <p>(2) 計算期間末日の取扱い</p> <p>平成21年4月5日が休日のため、信託約款第32条により、前計算期間末日を平成21年4月6日としております。このため、当計算期間は364日となっております。</p>

第3【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、振替受益権となっております。

委託会社は、やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(1) 名義書換等

該当事項はありません。

(2) 受益者に対する特典

特典はありません。

(3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。ただし、振替受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) その他

受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託会社と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

償還金

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第4【ファンドの詳細情報の項目】

後述の第三部「ファンドの詳細情報」の記載項目は下記の通りです。

また、下記内容で、投資信託説明書（請求目論見書）が作成されており、投資家の請求があるときに交付されます。

第1 ファンドの沿革

第2 手続等

1 申込（販売）手続等

2 換金（解約）手続等

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

（1）資産の評価

（2）保管

（3）信託期間

（4）計算期間

（5）その他

2 受益者の権利等

第4 ファンドの経理状況

1 財務諸表

（1）貸借対照表

（2）損益及び剰余金計算書

（3）注記表

（4）附属明細表

2 ファンドの現況

純資産額計算書

第5 設定及び解約の実績

なお、上記内容は、EDINET（エディネット）により後述の第三部を閲覧することや委託会社のホームページにより請求目論見書を閲覧することでもご確認いただけます。

EDINET（Electronic Disclosure for Investors' NETwork）とは、『金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム』のことです。金融庁より行政サービスの一環として提供されているものであり、提出された有価証券届出書や有価証券報告書等の開示書類について、<http://info.edinet-fsa.go.jp/>にアクセスすることで閲覧を可能としています。

第三部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成15年6月27日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

申込手続等	<p>取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得申込を行ないません。その際、取得申込者と販売会社との間で、累積投資契約（販売会社により異なる名称を使用することがあります。）を締結していただきます。</p> <p>「定時定額購入サービス」（販売会社により異なる名称を使用することがあります。）を利用する場合は、販売会社との間で「定時定額購入サービス」に関する契約を締結していただきます。</p>
販売会社	<p>販売会社（申込取扱場所および払込取扱場所）は、下記、委託会社の照会先にお問い合わせください。</p> <p>〔委託会社の照会先〕 トヨタアセットマネジメント株式会社 電話番号03-5776-4760 ホームページアドレス http://www.tamco.co.jp/ 受付時間は、営業日の8時30分～11時30分、12時30分～16時30分とします。</p>
申込時期	<p>継続申込期間：平成22年6月25日から平成23年6月23日まで （継続申込期間は、期間終了前に委託会社が有価証券届出書を提出することにより更新されます。）</p> <p>原則として、販売会社の毎営業日にお申込みいただけます。ただし、取得申込日がニューヨークまたはロンドンの取引所または銀行の休業日にあたる場合は、取得申込に応じないものとします。</p> <p>お申込みの受付は原則として販売会社の各営業日の午後3時までに受け付けたものを当日の受付分として取り扱います。これら受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日の取扱いとします。</p> <p>「受け付けたもの」とは、販売会社での所定の手続が完了したものをいいます。</p>
申込価額	<p>取得申込受付日の翌営業日の基準価額（1万円当たり）とします。</p> <p>* ファンドの設定当初の元本は1口あたり1円です。</p> <p>* 収益分配金の再投資は、原則として計算期間終了日（決算日）の基準価額をもって行ないます。</p>
申込単位	<p>原則、1万円以上1円単位とします。</p> <p>* 収益分配金を再投資する場合には1口単位とします。</p> <p>* 販売会社の「定時定額購入サービス」をご利用の場合など申込形態によっては申込単位が上記と異なる場合があります。詳しくは、販売会社でご確認ください。</p>
申込手数料	<p>ありません。（収益分配金再投資の際も手数料はありません。）</p>
申込代金	<p>上記の申込価額に取得申込口数を乗じて得た額です。</p>
払込期日	<p>取得申込者は、販売会社の指定する日までに申込代金を販売会社に支払うものとします。</p> <p>各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行なわれる日に販売会社より委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンドの口座に払い込まれます。</p>
振替制度と取得申込について	<p>取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、当該取得申込者が受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を申し出るものとします。取得申込者が申込代金を販売会社に支払うことにより、受益権の振替を行なうための振替機関等の口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。</p> <p>販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。</p> <p>委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替</p>

	<p>口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。</p> <p>振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。</p> <p>受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。</p>
その他	<p>取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託会社の判断で取得の申込の受付を中止すること、およびすでに受け付けた取得申込の受付を取り消す場合があります。</p> <p>*本書において「取引所」とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。</p>

2【換金（解約）手続等】

解約手続	お申込（買付）された販売会社へお申出ください。
解約時期	原則として、販売会社の毎営業日に解約のお申込ができます。ただし、ニューヨークまたはロンドンの取引所または銀行の休業日には、解約の請求を受け付けないものとします。 解約の申込の受付は原則として販売会社の各営業日の午後3時までに受け付けたものを当日の受付分として取り扱います。これら受付時間を過ぎてからの申込は翌営業日の取扱いとします。 なお、ファンドの規模および商品性格等にもとづき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には金額制限や受付時間に制限を設ける場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 「受け付けたもの」とは、販売会社での所定の手続が完了したものをいいます。
解約価額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額（1万口当り）とします。
解約単位	1口単位 販売会社、申込コース等によって、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
解約手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
支払開始日	解約代金のお支払いは、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社にてお支払いします。 * 海外の休日・解約に伴う外国投資信託の売却状況等によっては、上記の原則による支払開始日が遅延する場合があります。
解約価額の照会方法	解約価額については、お買付けいただいた販売会社にてご確認ください。 販売会社は、「1 申込（販売）手続等」の「販売会社」に記載の委託会社の照会先に照会することができます。
振替制度と解約について	換金の請求を受益者がするときは、原則として振替受益権をもって行なうものとします。 換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
その他	委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取消す場合があります。 一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。 販売会社への買取請求によるご換金の取扱いは販売会社により異なります。詳しくは各販売会社にお問い合わせください。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算出 方法	<p>基準価額 = 信託財産の純資産総額 ÷ 受益権総口数 便宜上、1万口あたりに換算した価額で表示します。</p> <p>「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。</p> <p>信託財産のうち、外貨建資産の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算するものとします。</p> <p>予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算するものとします。</p>
基準価額の算出 頻度	毎営業日、計算されます。
基準価額の照会 方法	<p>基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。また、委託会社においてもご照会いただけます。</p> <p>(委託会社の照会先は「第2 手続等」の「1 申込(販売)手続等」の「販売会社」をご覧ください。)</p> <p>原則、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊「オープン基準価格」欄の〔トヨタ〕の中で<海外株式>に記載されている価格でご確認できます。</p> <p>記載名は今後変更になることがあります。</p> <p>投資信託協会、情報提供会社などのホームページでもご確認いただけます。</p>
資産の評価	外国投資信託の評価は、原則として、当ファンドの計算日における前日の米国バンガード社が計算する基準価額で評価し、外貨建資産の円換算は、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値で計算されます。

(2)【保管】

受益証券の保管	当ファンドの受益権は振替受益権となっているため、受益証券は原則として発行しません。したがって、該当事項はありません。
---------	--

(3)【信託期間】

信託期間	ファンドの信託期間は、平成15年6月27日（当初設定日）以降、無期限とします。ただし、下記「(5)その他」の「イ. 信託の終了」に規定する場合には、当該信託を終了させる場合があります。
------	--

(4)【計算期間】

計算期間	<p>原則、毎年4月6日から翌年4月5日（決算日）までとします。</p> <p>* 前記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は「(3) 信託期間」に定める信託期間終了日とします。</p>
------	--

(5)【その他】

イ. 信託の終了 (繰上償還)	<p>(約款より引用)</p> <p>1. 委託会社は、信託期間の規定による信託終了の前に信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。</p> <p>2. 委託会社は、1.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。</p>
--------------------	---

	<p>3.2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。</p> <p>4.3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、1.の信託契約の解約を行いません。</p> <p>5.委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。</p> <p>6.3.から5.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、3.の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。</p> <p>7.委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。</p> <p>8.委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は「ロ．信託約款の変更4.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。</p> <p>9.委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。</p>
ロ．信託約款の変更	<p>（約款より引用）</p> <p>1.委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。</p> <p>2.委託会社は、1.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。</p> <p>3.2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。</p> <p>4.3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、1.の信託約款の変更を行いません。</p> <p>5.委託会社は、この信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。</p> <p>6.委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、1.から5.の規定にしたがいます。</p>
ハ．反対者の買取請求権	<p>繰上償還または信託約款の変更（その内容が重大なもの）を行なう場合において、前記「イ．信託の終了（繰上償還）3.」または「ロ．信託約款の変更3.」の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。</p>
ニ．運用に係る報告等	<p>委託会社は、「金融商品取引法」の規定に基づき計算期間終了毎に有価証券報告書を、計算期間開始後6ヶ月経過毎に半期報告書を作成します。</p> <p>「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に基づき決算時および償還時に、期間中の運用経過、組入証券の内容および有価証券の売買状況などを記</p>

	載した運用報告書を作成し、かつ知られたる受益者に交付します。 また、毎月最終営業日における資産内容と直近の運用状況を記載した「月次レポート」を作成しております。委託会社のホームページをご覧ください。か販売会社にお問い合わせいただければ入手することができます。
ホ．委託会社の事業譲渡および承継に伴う取扱い	委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。
ヘ．受託会社の辞任および解任	受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。 受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は「ロ．信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。
ト．公告	委託会社が受益者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。
チ．信託財産の分別管理	受託会社で保管された信託財産は、信託法に基づき、受託会社固有の資産（自己の資産、預金など）とは分別されて保管することが義務付けられています。但し、ご投資家の資産は日々時価で管理されていますので、投資元本を保証する仕組みではありません。
リ．信託事務の委託	受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託しています。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行ないます。
又．関係法人との契約の更改	委託会社と販売会社との間で締結された「募集・販売の取扱い等に関する契約」（異なる名称を使用することがあります。）の期間は締結日から1年間とし、期間満了の3ヶ月前に双方から何ら意思表示がないときは、同一条件で自動的に更新され、その後も同様とします。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

収益分配金に対する請求権	<ol style="list-style-type: none"> 1. 収益分配金は、計算期間終了日（決算日）において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に帰属します。当該受益者は、委託会社が決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。 2. 収益分配金は、累積投資契約の規定に基づき、原則として、決算日の翌営業日に収益分配金に対する税金を差し引いたうえ、再投資されます。ただし、一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、原則として決算日から起算して5営業日までに受益者へのお支払いを開始します。 3. 再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
償還金に対する請求権	<ol style="list-style-type: none"> 1. 償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に帰属します。当該受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。 2. 償還金は、原則として信託終了日から起算して5営業日目までに販売会社にてお支払いを開始します。 3. 支払開始日から10年間その支払いを請求しないとき、その権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。
換金（解約）請求権	<p>受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行を請求することにより当該受益権を換金する権利を有します。</p> <p>権利行使の方法については、「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」をご参照ください。</p>

第4【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、第6期計算期間（平成20年4月8日から平成21年4月6日まで）については、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しており、第7期計算期間（平成21年4月7日から平成22年4月5日まで）については、改正後の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6期計算期間（平成20年4月8日から平成21年4月6日まで）及び第7期計算期間（平成21年4月7日から平成22年4月5日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【トヨタアセット・バンガード海外株式ファンド】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第6期 (平成21年4月6日現在)	第7期 (平成22年4月5日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	113,169,253	476,310,993
投資信託受益証券	11,076,530,785	16,532,726,030
未収利息	248	913
流動資産合計	11,189,700,286	17,009,037,936
資産合計		
	11,189,700,286	17,009,037,936
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	-	227,782,576
未払解約金	23,887,233	20,475,507
未払受託者報酬	2,032,644	3,153,877
未払委託者報酬	48,783,342	75,692,997
その他未払費用	254,020	394,172
流動負債合計	74,957,239	327,499,129
負債合計		
	74,957,239	327,499,129
純資産の部		
元本等		
元本	13,472,300,979	15,185,505,121
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	2,357,557,932	1,496,033,686
(分配準備積立金)	1,573,850,615	1,466,139,272
元本等合計	11,114,743,047	16,681,538,807
純資産合計		
	11,114,743,047	16,681,538,807
負債純資産合計		
	11,189,700,286	17,009,037,936

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 6 期	第 7 期
	自 平成20年 4 月 8 日 至 平成21年 4 月 6 日	自 平成21年 4 月 7 日 至 平成22年 4 月 5 日
営業収益		
受取配当金	398,340,476	317,817,557
受取利息	443,367	104,613
有価証券売買等損益	7,013,743,350	4,731,721,333
為替差損益	193,022,098	693,004,313
営業収益合計	6,807,981,605	4,356,639,190
営業費用		
受託者報酬	5,422,047	5,851,257
委託者報酬	130,129,069	140,430,136
その他費用	697,188	746,017
営業費用合計	136,248,304	147,027,410
営業利益又は営業損失（ ）	6,944,229,909	4,209,611,780
経常利益又は経常損失（ ）	6,944,229,909	4,209,611,780
当期純利益又は当期純損失（ ）	6,944,229,909	4,209,611,780
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	551,969,531	231,917,458
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	4,514,035,267	2,357,557,932
剰余金増加額又は欠損金減少額	321,461,373	292,062,612
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	292,062,612
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	321,461,373	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	800,794,194	188,382,740
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	800,794,194	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	188,382,740
分配金	-	227,782,576
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,357,557,932	1,496,033,686

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	期別 第6期 自 平成20年 4月 8日 至 平成21年 4月 6日	第7期 自 平成21年 4月 7日 至 平成22年 4月 5日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	投資信託受益証券 同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。	為替予約取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。 (2) 計算期間末日の取扱い 平成20年4月5日およびその翌日と平成21年4月5日が休日のため、信託約款第32条により、前計算期間末日を平成20年4月7日とし、当計算期間末日を平成21年4月6日としております。このため、当計算期間は364日となっております。	(1) 外貨建取引等の処理基準 同左 (2) 計算期間末日の取扱い 平成21年4月5日が休日のため、信託約款第32条により、前計算期間末日を平成21年4月6日としております。このため、当計算期間は364日となっております。

（追加情報）

第6期 自 平成20年 4月 8日 至 平成21年 4月 6日	第7期 自 平成21年 4月 7日 至 平成22年 4月 5日
-	当計算期間より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	期別 第6期 [平成21年4月6日現在]	第7期 [平成22年4月5日現在]
1. 期首元本額	10,931,180,210円	13,472,300,979円
期中追加設定元本額	4,572,730,215円	3,493,865,417円
期中解約元本額	2,031,609,446円	1,780,661,275円
2. 計算期間末日における受益権の総数	13,472,300,979口	15,185,505,121口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は2,357,557,932円であります。	-

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	期別 第6期 自 平成20年 4月 8日 至 平成21年 4月 6日	第7期 自 平成21年 4月 7日 至 平成22年 4月 5日
分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（254,281,782円）、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（5,188,809,577円）及び分配準備積立金（1,319,568,833円）より分配対象額6,762,660,192円（1万口当り5,019円）であります。分配は行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（301,422,688円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（6,238,272,218円）及び分配準備積立金（1,392,499,160円）より分配対象額7,932,194,066円（1万口当り5,223円）であり、うち227,782,576円（1万口当たり150円）を分配金額としております。

(金融商品に関する注記)

.金融商品の状況に関する事項

	第6期 自 平成20年 4月 8日 至 平成21年 4月 6日	第7期 自 平成21年 4月 7日 至 平成22年 4月 5日
1.金融商品 に対する 取組方針	-	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。
2.金融商品 の内容及 びそのリ スク	-	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券は投資信託受益証券であり、これらは、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、流動性リスク及びカントリーリスクに晒されております。 また、デリバティブ取引は、外貨建有価証券の決済または解約金等に対する円の手当てを目的として、受渡までの期間が短い為替予約取引を利用しております。これらの取引には、為替相場が変動することによって発生するリスク及び取引相手方の債務不履行によるリスクを有しておりますが、当ファンドの為替取引の受渡期間がごく短いため、リスクは限定的と考えております。
3.金融商品 に係るリ スク管理 体制	-	委託会社においてはコンプライアンス委員会を設け、運用に係る投資ガイドライン及び信託約款、法令等の遵守状況について報告・審議がなされ、その結果を運用関連部署へフィードバックすることで、ファンドの健全な運用の実現に寄与しています。また、運用評価委員会を設け、運用パフォーマンス及びリスク分析を行ない、その状況について審査・検討がなされ、運用関連部署へフィードバックされることで、透明性の高い適正な運用の実現に寄与しています。

.金融商品の時価等に関する事項

1.貸借対照表計上額、時価及びその差額

第6期 〔平成21年 4月 6日現在〕	第7期 〔平成22年 4月 5日現在〕
-	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2.金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品

第6期 〔平成21年 4月 6日現在〕	第7期 〔平成22年 4月 5日現在〕
-	有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

有価証券

売買目的有価証券

種 類	第7期 〔平成22年4月5日現在〕
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	4,610,664,336
合 計	4,610,664,336

（注）時価の算定方法

「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

デリバティブ取引

第7期（平成22年4月5日現在）

該当事項はありません。

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

第6期 〔平成21年4月6日現在〕	第7期 〔平成22年4月5日現在〕
-	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

4. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第6期 〔平成21年4月6日現在〕	第7期 〔平成22年4月5日現在〕
-	貸借対照表に計上している金銭債権は、その全額が1年以内に償還されます。満期のある有価証券はありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

（単位：円）

第6期 〔平成21年4月6日現在〕		
種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	11,076,530,785	6,914,565,311
合 計	11,076,530,785	6,914,565,311

(デリバティブ取引等に関する注記)

1. 取引の状況に関する事項

項目	期別	第6期	
		自 平成20年 4月 8日	至 平成21年 4月 6日
1. 取引の内容、取引の利用目的及び取引に対する取組方針		当ファンドは、原則として外貨建資産の為替変動リスクを回避する目的または投機を目的とする為替取引は行わない方針であります。外貨建有価証券の決済または解約金等に対する円の手当てを目的として、受渡までの期間が短い為替予約取引を利用しております。	
2. 取引に係るリスクの内容		為替予約取引は、取引相手方の債務不履行によるリスクを有しておりますが、当ファンドの為替取引の受渡期間がごく短いため、リスクは限定的と考えております。	
3. 取引に係るリスクの管理体制		デリバティブ取引の執行につきましては、運用部門とは独立したトレーディング部門が行います。運用資産の取引の発注先に係る信用リスクを一定の範囲に制御するために、トレーディング部門での発注先については、「発注先の信用リスクに関する規則」の規定に基づき選定されます。信託約款の遵守状況はコンプライアンス部門が定期的に確認しており、問題がある場合には対応できる体制を構築しております。	
4. 取引の時価等に関する事項についての補足説明		該当事項はありません。	

2. 取引の時価等に関する事項

第6期（平成21年4月6日現在）

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第6期（自 平成20年4月8日 至 平成21年4月6日）

該当事項はありません

第7期（自 平成21年4月7日 至 平成22年4月5日）

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

第6期 [平成21年4月6日現在]		第7期 [平成22年4月5日現在]	
1口当たり純資産額	0.8250円	1口当たり純資産額	1.0985円
(1万口当たり純資産額)	(8,250円)	(1万口当たり純資産額)	(10,985円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託 受益証券	米ドル	バンガード・グロース・インデックス・ ファンド	1,963,833.833	56,479,861.03	
		バンガード・バリュー・インデックス・ ファンド	2,853,911.241	56,678,677.24	
		バンガード・ヨーロッパ・ストック・ インデックス・ファンド	2,032,083.999	53,017,071.53	
		バンガード・エマージング・マーケット・ ストック・インデックス・ファンド	330,841.944	8,959,199.84	
	米ドル計	銘柄数：4	7,180,671.017	175,134,809.64	
		邦貨換算額		(16,532,726,030)	
		組入時価比率：99.1%		100.0%	
	小計			16,532,726,030 (16,532,726,030)	
合計			16,532,726,030 (16,532,726,030)		

(注) 1. 投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

2. 小計欄及び合計欄における（ ）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3. 組入時価比率は、純資産額に対する比率であります。その右の比率は、合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

<参考>

当ファンドは「バンガード・グロース・インデックス・ファンド」、「バンガード・バリュー・インデックス・ファンド」、「バンガード・ヨーロッパ・ストック・インデックス・ファンド」、「バンガード・エマージング・マーケット・ストック・インデックス・ファンド」の各投資信託受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、これら投資信託の受益証券です。

なお、以下に記載した情報は、本邦における当ファンドの監査の対象外であります。

バンガード・グロース・インデックス・ファンド

以下に記載した状況は、現地において作成された入手可能な直近の運用報告書（年次報告書あるいは半期報告書）を、委託会社において邦訳・抜粋したものであります。なお、「バンガード・グロース・インデックス・ファンド」の計算期間は、原則として、毎年1月1日から12月31日までであり、当ファンドの計算期間とは異なります。

（純資産計算書）

区分	2008年12月31日現在	2009年12月31日現在
	金額（千米ドル）	金額（千米ドル）
普通株式（注1）	11,264,529	15,663,004
短期金融資産	26,378	64,983
投資総額	11,290,907	15,727,987
その他資産及び負債	22,765	58,334
純資産額	11,268,142	15,669,653

（注1）原則、評価日における最終の売値または主要な取引所で採用された公式の終値で評価されます。当日取引が行われなかった場合には、最終の売買気配の仲値で評価されます。

（1口当たり情報）

（2008年12月31日現在）	（2009年12月31日現在）
1口当たり純資産額 （一般投資家クラス） 20.29米ドル	1口当たり純資産額 （一般投資家クラス） 27.32米ドル

* 上記は、2008年および2009年 年次報告書からの抜粋です。

現地において、PricewaterhouseCoopers LLPの監査を受けております。

バンガード・バリュース・インデックス・ファンド

以下に記載した状況は、現地において作成された入手可能な直近の運用報告書（年次報告書あるいは半期報告書）を、委託会社において邦訳・抜粋したものであります。「バンガード・バリュース・インデックス・ファンド」の計算期間は、原則として、毎年1月1日から12月31日までであり、当ファンドの計算期間とは異なります。

（純資産計算書）

区分	2008年12月31日現在	2009年12月31日現在
	金額（千米ドル）	金額（千米ドル）
普通株式（注1）	8,675,880	11,646,890
短期金融資産	22,740	22,170
投資総額	8,698,620	11,669,060
その他資産及び負債	24,550	27,627
純資産額	8,674,070	11,641,433

（注1）原則、評価日における最終の売値または主要な取引所で採用された公式の終値で評価されます。当日取引が行われなかった場合には、最終の売買気配の仲値で評価されます。

（1口当たり情報）

（2008年12月31日現在）	（2009年12月31日現在）
1口当たり純資産額 （一般投資家クラス） 16.08米ドル	1口当たり純資産額 （一般投資家クラス） 18.63米ドル

* 上記は、2008年および2009年 年次報告書からの抜粋です。
現地において、PricewaterhouseCoopers LLPの監査を受けております。

バンガード・ヨーロピアン・ストック・インデックス・ファンド

以下に記載した状況は、現地において作成された入手可能な直近の運用報告書（年次報告書あるいは半期報告書）を、委託会社において邦訳・抜粋したものであります。「バンガード・ヨーロピアン・ストック・インデックス・ファンド」の計算期間は、原則として、毎年11月1日から翌年10月31日までであり、当ファンドの計算期間とは異なります。

（純資産計算書）

区分	2008年10月31日現在	2009年10月31日現在
	金額（千米ドル）	金額（千米ドル）
普通株式（注1）	17,191,552	10,908,245
短期金融資産	554,060	332,099
投資総額	17,745,612	11,240,344
その他資産及び負債	447,483	189,098
純資産額	17,298,129	11,051,246

（注1）原則、評価日における最終の売値または主要な取引所で採用された公式の終値で評価されます。当日取引が行われなかった場合には、最終の売買気配の仲値で評価されます。

（1口当たり情報）

（2008年10月31日現在）	（2009年10月31日現在）
1口当たり純資産額 （一般投資家クラス） 21.99米ドル	1口当たり純資産額 （一般投資家クラス） 25.77米ドル

* 上記は、2008年および2009年 年次報告書からの抜粋です。
現地において、PricewaterhouseCoopers LLPの監査を受けております。

バンガード・エマージング・マーケット・ストック・インデックス・ファンド

以下に記載した状況は、現地において作成された入手可能な直近の運用報告書（年次報告書あるいは半期報告書）を、委託会社において邦訳・抜粋したものであります。「バンガード・エマージング・マーケット・ストック・インデックス・ファンド」の計算期間は、原則として、毎年11月1日から翌年10月31日までであり、当ファンドの計算期間とは異なります。

（純資産計算書）

区分	2008年10月31日現在	2009年10月31日現在
	金額（千米ドル）	金額（千米ドル）
普通株式（注1）	12,449,462	27,356,702
短期金融資産	714,681	679,763
投資総額	13,164,143	28,036,465
その他資産及び負債	657,930	608,240
純資産額	12,506,213	27,428,225

（注1）原則、評価日における最終の売値または主要な取引所で採用された公式の終値で評価されます。当日取引が行われなかった場合には、最終の売買気配の仲値で評価されます。

（1口当たり情報）

（2008年10月31日現在）	（2009年10月31日現在）
1口当たり純資産額 （一般投資家クラス） 15.66米ドル	1口当たり純資産額 （一般投資家クラス） 23.90米ドル

* 上記は、2008年および2009年 年次報告書からの抜粋です。
現地において、PricewaterhouseCoopers LLPの監査を受けております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成22年5月10日現在

資産総額	15,040,205,089円
負債総額	43,176,793円
純資産総額（ - ）	14,997,028,296円
発行済数量	15,360,631,588口
1万口当り純資産額（ / ）	9,763円

<参考>

以下は、当ファンドが投資している外国投資信託の現況です。

（現時点で入手できる直近の情報として、平成22年3月31日現在の内容を記載しております。）

*円換算は、平成22年3月31日現在の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝93.04円）で行なっております。

「バンガード・グロス・インデックス・ファンド」

純資産額計算書（全受益証券クラスを含む）

	米ドル	千円
資産総額	17,042,649,056.43	1,585,648,068.21
負債総額	297,779,735.14	27,705,426.56
純資産総額（ - ）	16,744,869,321.29	1,557,942,641.65
発行済数量	518,358,634.6288口	
1口当り純資産額（ / ）	32.30	3,006円

*一般投資家クラス1口当り純資産額は、28.58米ドルです。

「バンガード・バリュース・インデックス・ファンド」

純資産額計算書（全受益証券クラスを含む）

	米ドル	千円
資産総額	12,694,003,584.89	1,181,050,093.54
負債総額	98,280,231.09	9,143,992.70
純資産総額（ - ）	12,595,723,353.80	1,171,906,100.84
発行済数量	528,612,606.8124口	
1口当り純資産額（ / ）	23.83	2,217円

*一般投資家クラス1口当り純資産額は、19.68米ドルです。

「バンガード・ヨーロピアン・ストック・インデックス・ファンド」

純資産額計算書（全受益証券クラスを含む）

	米ドル	千円
資産総額	12,850,055,551.81	1,195,569,168.54
負債総額	520,375,954.37	48,415,778.79
純資産総額（ - ）	12,329,679,597.44	1,147,153,389.75
発行済数量	396,155,260.207口	
1口当り純資産額（ / ）	31.12	2,896円

*一般投資家クラス1口当り純資産額は、25.58米ドルです。

「バンガード・エマージング・マーケット・ストック・インデックス・ファンド」

純資産額計算書（全受益証券クラスを含む）

	米ドル	千円
資産総額	38,435,004,242.17	3,575,992,794.69
負債総額	995,312,358.98	92,603,861.88
純資産総額（ - ）	37,439,691,883.19	3,483,388,932.81
発行済数量	1,059,627,984.76口	
1口当り純資産額（ / ）	35.33	3,287円

*一般投資家クラス1口当り純資産額は、26.54米ドルです。

第5【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第1期 平成15年6月27日～平成16年4月5日	1,942,460,190	83,902,868
第2期 平成16年4月6日～平成17年4月5日	780,386,062	314,146,511
第3期 平成17年4月6日～平成18年4月5日	4,156,682,791	1,191,955,367
第4期 平成18年4月6日～平成19年4月5日	5,483,592,629	2,116,181,695
第5期 平成19年4月6日～平成20年4月7日	6,018,016,461	3,743,771,482
第6期 平成20年4月8日～平成21年4月6日	4,572,730,215	2,031,609,446
第7期 平成21年4月7日～平成22年4月5日	3,493,865,417	1,780,661,275

（注）本邦外における販売又は解約の実績はありません。

第四部【特別情報】

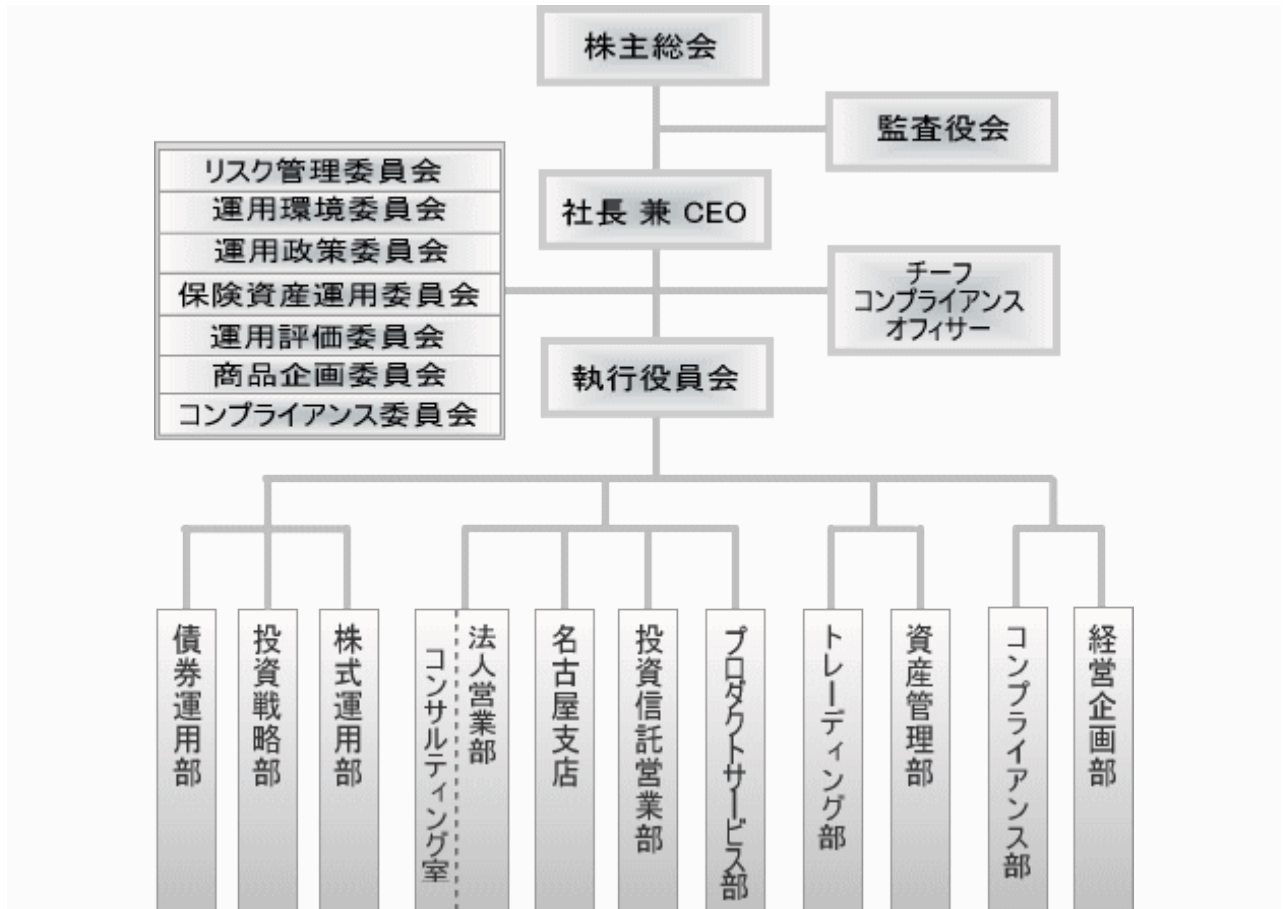
第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

本書提出日現在の資本金の額 : 600百万円
 会社が発行する株式総数 : 32,000株
 発行済株式総数 : 12,000株
 最近5年間における資本金の増減は、ありません。

(2) 委託会社の機構 組織図



* 組織図は平成22年6月1日現在であり、今後変更になることがあります。

会社の意思決定機構

委託会社は、取締役全員をもって組織する取締役会により運営されます。

取締役および監査役は、株主総会において選任されます。取締役会は、会社の業務執行に関する重要事項を決議し、取締役の業務執行について監督します。取締役会の議事の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行ないます。

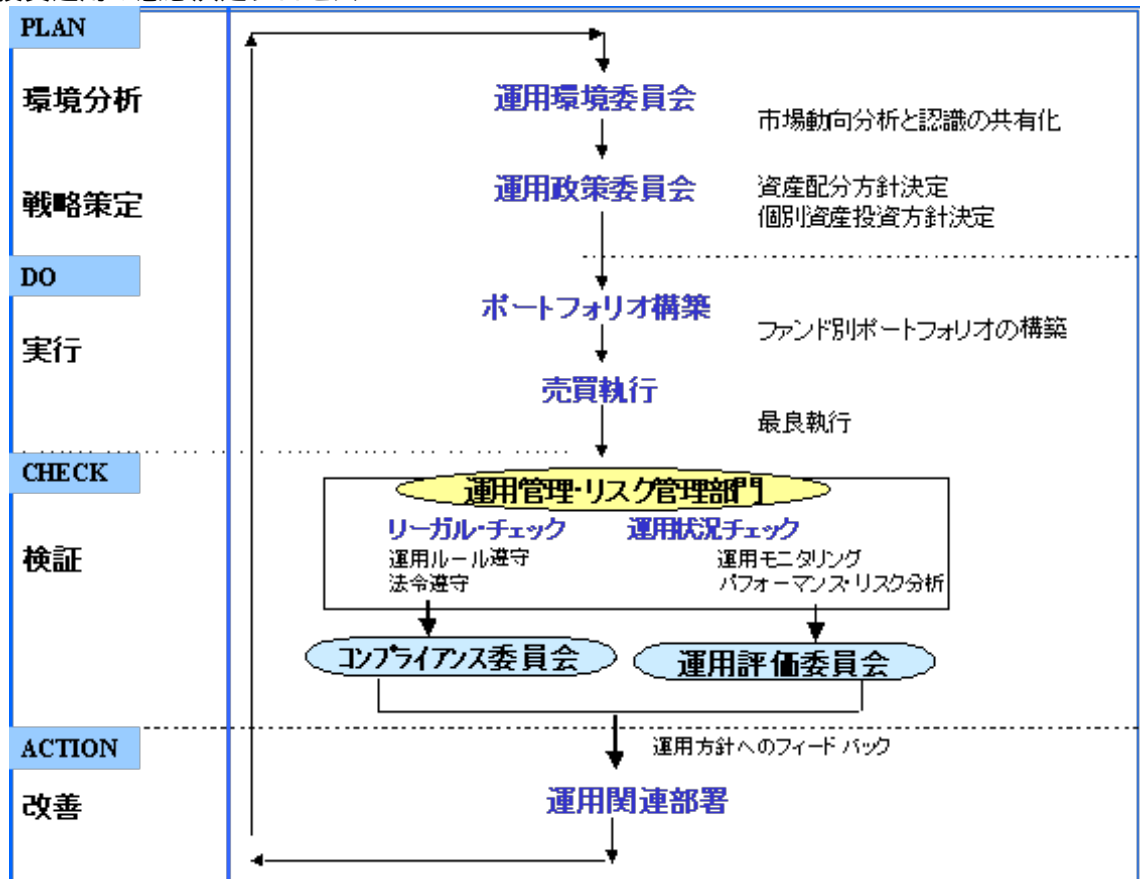
定例取締役会は原則として毎月1回開催し、臨時取締役会は必要に応じて随時、開催します。取締役会は取締役社長が招集します。

招集権者でない取締役が取締役会開催の必要を認めるときは、招集権者たる取締役に対し、会議の目的とすべき事項およびその審議を必要とする事由を書面にて通知し、取締役会の招集を請求することができます。

監査役は、取締役会に出席し、必要ありと認めるときは意見を述べなければなりません。

執行役員は取締役会の決議により選任され、当社の特定部門の業務執行を統括します。

投資運用の意思決定プロセス



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を主として行なっており、「金融商品取引法」に定める投資助言業務も行っています。また、第二種金融商品取引業者の登録を受けています。

平成22年4月8日現在の委託会社の運用する証券投資信託は計32本であり、純資産は563,968百万円（親投資信託を除きます。）です。

平成22年4月8日現在

商品分類	本数	純資産総額（百万円）
追加型公社債投資信託	4	288,436
追加型株式投資信託	28	275,531

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、第19期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、改正前の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しており、第20期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）については、改正後の「財務諸表等規則」並びに同規則第2条の規定により、改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
また、当社の中間財務諸表は、改正後の「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を四捨五入して表示しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）及び第20期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。
また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第21期中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人により中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		

現金・預金		128,706		357,493
有価証券		1,048,835		771,553
前払費用		20,137		24,628
未収委託者報酬		583,566		316,268
未収運用受託報酬		-		55,384
未収収益		91,671		-
未収還付法人税等		-		45,036
繰延税金資産		33,818		23,160
流動資産合計		1,906,733		1,593,521
固定資産				
有形固定資産				
建物	*1	31,171	*1	27,143
器具備品	*1	18,156	*1	16,225
有形固定資産合計		49,327		43,368
無形固定資産				
商標権		92		60
ソフトウェア		57,376		38,719
電話加入権		1,283		1,283
無形固定資産合計		58,752		40,063
投資その他の資産				
投資有価証券		738		444
長期前払費用		110		79
長期差入保証金		74,416		74,116
長期預け金		622		618
繰延税金資産		17,751		25,407
投資その他の資産合計		93,637		100,663

固定資産合計	201,716	184,094
資産合計	2,108,448	1,777,615

(単位:千円)

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	7,742	5,235
未払代行手数料	310,421	165,641
その他未払金	522	599
未払費用	103,770	63,076
未払法人税等	83,391	-
未払消費税等	13,332	366
賞与引当金	48,000	48,000
流動負債合計	567,178	282,917
固定負債		
退職給付引当金	41,594	61,169
固定負債合計	41,594	61,169
負債合計	608,772	344,085
純資産の部		
株主資本		
資本金	600,000	600,000
利益剰余金		
利益準備金	6,000	20,200
その他利益剰余金		

別途積立金	109,000	109,000
繰越利益剰余金	784,831	704,330
利益剰余金合計	899,831	833,530
株主資本合計	1,499,831	1,433,530
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	156	-
評価・換算差額等合計	156	-
純資産合計	1,499,676	1,433,530
負債・純資産合計	2,108,448	1,777,615

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	1,960,347	1,500,923

投資顧問料	*1	892,087	-
運用受託報酬		-	224,001
投資助言報酬		-	*1 569,156
その他営業収益		476	95
営業収益合計		2,852,910	2,294,175
営業費用			
支払手数料		918,907	677,953
公告費		7,133	-
広告費		-	4,886
受益証券発行費		38,369	-
調査費		116,999	132,912
委託調査費		164,741	107,143
委託計算費		51,142	45,279
営業雑経費			
通信費		8,399	8,072
印刷費		6,592	43,887
協会費		4,011	4,050
諸会費		414	549
その他営業雑経費		2,091	3,628
営業費用合計		1,318,798	1,028,358
一般管理費			
給料			
役員報酬		83,048	70,127
給料・手当	*1	416,837	*1 487,574
賞与	*1	113,872	*1 122,997
賞与引当金繰入		48,000	48,000

福利厚生費		71,911		80,632
交際費		678		1,248
旅費交通費		18,526		20,164
租税公課		19,942		17,777
不動産賃借料		99,280		100,278
退職給付費用	*1	21,047	*1	31,476
固定資産減価償却費		34,847		35,240
支払手数料		47,816		65,465
諸経費		37,737		35,699
一般管理費合計		1,013,539		1,116,678
営業利益		520,573		149,139
営業外収益				
受取利息		184		198
有価証券利息		3,405		3,398
為替差益		63		22
その他営業外収益		372		494
営業外収益合計		4,024		4,112
営業外費用				
雑損失		5,631		656
営業外費用合計		5,631		656
経常利益		518,966		152,595
特別損失				
役員退職慰労金		28,000		22,000
固定資産除却損	*2	292	*2	584
投資有価証券評価損		-		556

業法上の負担額	*3	9,964	*3	66
特別損失合計		38,256		23,206
税引前当期純利益		480,710		129,389
法人税、住民税及び事業税		191,618		50,795
法人税等調整額		4,980		2,896
法人税等合計		196,598		53,691
当期純利益		284,112		75,698

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	600,000	600,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	600,000	600,000
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	-	6,000
当期変動額		
利益準備金の積立	6,000	14,200
当期変動額合計	6,000	14,200
当期末残高	6,000	20,200
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	109,000	109,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	109,000	109,000
繰越利益剰余金		
前期末残高	566,719	784,831

当期変動額		
利益準備金の積立	6,000	14,200
剰余金の配当	60,000	142,000
当期純利益	284,112	75,698
当期変動額合計	218,112	80,502
当期末残高	784,831	704,330
利益剰余金合計		
前期末残高	675,719	899,831
当期変動額		
利益準備金の積立	-	-
剰余金の配当	60,000	142,000
当期純利益	284,112	75,698
当期変動額合計	224,112	66,302
当期末残高	899,831	833,530
株主資本合計		
前期末残高	1,275,719	1,499,831
当期変動額		
剰余金の配当	60,000	142,000
当期純利益	284,112	75,698
当期変動額合計	224,112	66,302
当期末残高	1,499,831	1,433,530
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	-	156
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	156	156
当期変動額合計	156	156

当期末残高	156	-
評価・換算差額等合計		
前期末残高	-	156
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	156	156
当期変動額合計	156	156
当期末残高	156	-
純資産合計		
前期末残高	1,275,719	1,499,676
当期変動額		
剰余金の配当	60,000	142,000
当期純利益	284,112	75,698
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	156	156
当期変動額合計	223,957	66,146
当期末残高	1,499,676	1,433,530

重要な会計方針

期別 項目	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>其他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等による時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p>	<p>其他有価証券 時価のあるもの 同 左</p> <p>時価のないもの 同 左</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込み利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 同 左</p> <p>(2) 無形固定資産 同 左</p>

3. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職金規程に基づく自己都合要支給額を計上しております。</p>	<p>(1) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に備えて、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職金規程に基づく自己都合要支給額の全額を計上しております。</p>
4. リース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンスリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	—
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	同 左

会計方針の変更

前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
(有形固定資産の減価償却方法の変更) 当事業年度より、法人税法の改正((所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日法律第6号)及び(法人税法施行令の一部を改正する政令平成19年3月30日政令第83号))に伴い、平成19年4月1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。	—

表示方法の変更

前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
—	(投資顧問料の表示方法の変更) 前事業年度まで営業収益に表示しておりました「投資顧問料」は、当事業年度より、投資一任契約に係る報酬である「運用受託報酬」および投資顧問(助言)契約に係る報酬である「投資助言報酬」に別掲しております。 なお、前事業年度の「運用受託報酬」は278,250千円、「投資助言報酬」は613,837千円でありませ

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 (平成20年3月31日)		当事業年度 (平成21年3月31日)	
*1 有形固定資産の減価償却累計額		*1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物	53,715千円	建物	57,743千円
器具備品	62,231千円	器具備品	61,323千円
計	115,945千円	計	119,066千円

（損益計算書関係）

前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)		当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	
*1 関係会社との取引額		*1 関係会社との取引額	
投資顧問料	613,837千円	投資助言報酬	569,156千円
給料・手当	73,890千円	給料・手当	88,810千円
賞与	22,240千円	賞与	25,805千円
退職給付費用	4,525千円	退職給付費用	4,135千円
*2 固定資産除却損は、器具備品292千円でありま す。		*2 固定資産除却損は、器具備品584千円でありま す。	
*3 業法上の負担額 業法上の負担額は、旧「有価証券に係る投資顧問 業の規制等に関する法律」第30条の4第1項第4号 括弧書きおよび改正前の「投資信託及び投資法人 に関する法律」第33条の2(「金融商品取引法」第 42条の2第6号括弧書き)による負担額であります。		*3 業法上の負担額 業法上の負担額は、金融商品取引法第42条の2第6 号括弧書きによる負担額であります。	

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	12,000	-	-	12,000
合計	12,000	-	-	12,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月29日 定時株主総会	普通株式	60,000	5,000	平成19年 3月31日	平成19年 7月2日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌年事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通 株式	利益剰余金	142,000	11,833.33	平成20年 3月31日	平成20年 6月30日

当事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	12,000	-	-	12,000
合計	12,000	-	-	12,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	142,000	11,833.33	平成20年 3月31日	平成20年 6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌年事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	56,760	4,730	平成21年 3月31日	平成21年 6月30日

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
リース取引を行っておりますが、重要性が乏しいため、注記を省略しております。	該当事項はありません

(有価証券関係)

前事業年度（平成20年3月31日）

その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

内容	取得原価	貸借対照表計上額	差額
追加型株式投資信託	1,000	738	262
合計	1,000	738	262

時価評価されていないその他有価証券

(単位：千円)

内容	貸借対照表計上額

追加型公社債投資信託（日々決算）	1,048,835
合計	1,048,835

当事業年度（平成21年3月31日）

その他有価証券で時価のあるもの

（単位：千円）

内容	取得原価	貸借対照表計上額	差額
追加型株式投資信託	444	444	
合計	444	444	

(注)表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。なお、当事業年度において減損処理を行い、投資有価証券評価損556千円を計上しております。

時価評価されていないその他有価証券

（単位：千円）

内容	貸借対照表計上額
追加型公社債投資信託（日々決算）	771,553
合計	771,553

（デリバティブ取引関係）

前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（退職給付関係）

前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)

<p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。 当社は平成16年5月に退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行しました。</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項</p> <table border="0"> <tr> <td>(1)退職給付債務</td> <td>41,594千円</td> </tr> <tr> <td>(2)退職給付引当金</td> <td>41,594千円</td> </tr> </table> <p>確定拠出年金制度への移換額は、6,373千円であり、当事業年度末時点ですべて移換が完了しています。</p> <p>3. 退職給付費用に関する事項</p> <table border="0"> <tr> <td>(1)勤務費用(注)</td> <td>21,047千円</td> </tr> <tr> <td>(2)退職給付費用</td> <td>21,047千円</td> </tr> </table> <p>(注)確定拠出年金への掛金支払額を含んでおります。</p>	(1)退職給付債務	41,594千円	(2)退職給付引当金	41,594千円	(1)勤務費用(注)	21,047千円	(2)退職給付費用	21,047千円	<p>1. 採用している退職給付制度の概要 同左</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項</p> <table border="0"> <tr> <td>(1)退職給付債務</td> <td>61,169千円</td> </tr> <tr> <td>(2)退職給付引当金</td> <td>61,169千円</td> </tr> </table> <p>3. 退職給付費用に関する事項</p> <table border="0"> <tr> <td>(1)勤務費用(注)</td> <td>31,476千円</td> </tr> <tr> <td>(2)退職給付費用</td> <td>31,476千円</td> </tr> </table> <p>(注)確定拠出年金への掛金支払額を含んでおります。</p>	(1)退職給付債務	61,169千円	(2)退職給付引当金	61,169千円	(1)勤務費用(注)	31,476千円	(2)退職給付費用	31,476千円
(1)退職給付債務	41,594千円																
(2)退職給付引当金	41,594千円																
(1)勤務費用(注)	21,047千円																
(2)退職給付費用	21,047千円																
(1)退職給付債務	61,169千円																
(2)退職給付引当金	61,169千円																
(1)勤務費用(注)	31,476千円																
(2)退職給付費用	31,476千円																

（税効果会計関係）

前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)																																												
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr><td> 未払事業税</td><td style="text-align: right;">6,893</td></tr> <tr><td> 少額固定資産</td><td></td></tr> <tr><td> 賞与引当金超過額</td><td></td></tr> <tr><td> 未払費用</td><td></td></tr> <tr><td> 退職給付引当金超過額</td><td></td></tr> <tr><td> その他</td><td></td></tr> <tr><td>繰延税金資産計</td><td style="border-top: 1px solid black;"></td></tr> <tr><td>繰延税金負債</td><td></td></tr> <tr><td> 繰延税金負債計</td><td style="border-top: 1px solid black;"></td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td style="border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;"></td></tr> </table>	繰延税金資産		未払事業税	6,893	少額固定資産		賞与引当金超過額		未払費用		退職給付引当金超過額		その他		繰延税金資産計		繰延税金負債		繰延税金負債計		繰延税金資産の純額		<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr><td> 少額固定資産</td><td style="text-align: right;">982</td></tr> <tr><td> 賞与引当金超過額</td><td style="text-align: right;">19,531</td></tr> <tr><td> 未払費用</td><td style="text-align: right;">4,962</td></tr> <tr><td> 退職給付引当金超過額</td><td style="text-align: right;">24,889</td></tr> <tr><td> その他</td><td style="text-align: right;">16,925</td></tr> <tr><td>繰延税金資産計</td><td style="border-top: 1px solid black; text-align: right;">51,131</td></tr> <tr><td>繰延税金負債</td><td style="text-align: right;">569</td></tr> <tr><td> 未収還付事業税</td><td style="text-align: right;">2,564</td></tr> <tr><td> 繰延税金負債計</td><td style="border-top: 1px solid black; text-align: right;">2,564</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td style="border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black; text-align: right;">48,567</td></tr> </table>	繰延税金資産		少額固定資産	982	賞与引当金超過額	19,531	未払費用	4,962	退職給付引当金超過額	24,889	その他	16,925	繰延税金資産計	51,131	繰延税金負債	569	未収還付事業税	2,564	繰延税金負債計	2,564	繰延税金資産の純額	48,567
繰延税金資産																																													
未払事業税	6,893																																												
少額固定資産																																													
賞与引当金超過額																																													
未払費用																																													
退職給付引当金超過額																																													
その他																																													
繰延税金資産計																																													
繰延税金負債																																													
繰延税金負債計																																													
繰延税金資産の純額																																													
繰延税金資産																																													
少額固定資産	982																																												
賞与引当金超過額	19,531																																												
未払費用	4,962																																												
退職給付引当金超過額	24,889																																												
その他	16,925																																												
繰延税金資産計	51,131																																												
繰延税金負債	569																																												
未収還付事業税	2,564																																												
繰延税金負債計	2,564																																												
繰延税金資産の純額	48,567																																												
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等 の負担率との差異の原因となった主な項目別 の内訳</p> <p>法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等 の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五 以下であるため、注記を省略しております。</p>	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等 の負担率との差異の原因となった主な項目別 の内訳</p> <p style="text-align: center;">同左</p>																																												

（関連当事者情報）

前事業年度（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有〔被所有〕割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社	あいおい損害保険㈱	東京都渋谷区	100,005 百万円	損害保険業	(被所有) 直接50%	常勤役員 1名 非常勤役員 1名	投資顧問契約	投資顧問料 (注1)	613,837	—	—
								出向者人件費 (注2)	100,656	—	—

(1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

(2) 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資顧問料は、投資資産額に一定料率を乗じる方法により算定しており、他の投資顧問契約の料率を勘案して決定しています。

(注2) 出向者人件費は、出向元の給与規程を基に計算した人件費相当額を支払っています。

2. 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有〔被所有〕割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社の子会社	トヨタファイナンスサービス証券(株)	愛知県名古屋市中区	7,500 百万円	証券業	—	非常勤役員 1名	投資信託受益証券の募集販売	信託約款に定める受益者に対する収益分配金又は償還金の支払委託及びそれらに係る代行手数料の支払 (注1)	278,375	未払代行手数料	57,791

(1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち、委託者報酬分を両者協議の上、配分を合理的に決定しております。

当事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より「関係当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準第13号平成18年10月17日）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有〔被所有〕割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の関係会社	あいおい損害保険株式会社	東京都渋谷区	100,005 百万円	損害保険業	(被所有) 直接50%	投資顧問契約	投資助言報酬 (注1)	569,156	—	—
						役員の兼任	出向者人件費 (注2)	96,341	—	—

(1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

(2) 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資助言報酬は、投資資産額に一定料率を乗じる方法により算定しており、他の投資顧問契約の料率を勘案して決定しています。

(注2) 出向者人件費は、出向元の給与規程を基に計算した人件費相当額を支払っています。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有〔被所有〕割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の関係会社の子会社	トヨタファイナンシャルサービス証券(株)	愛知県名古屋市中区	7,500 百万円	証券業	—	投資信託受益証券の募集販売 役員の兼任	信託約款に定める受益者に対する収益分配金又は償還金の支払委託及びそれらに係る代行手数料の支払 (注1)	211,868	未払代 手数料	30,091

(1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち、委託者報酬分を両者協議の上、配分を合理的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
---	---

<p>1株当たり純資産額 124,972.99円 1株当たり当期純利益 23,676.02円 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。</p> <p>1株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 284,112千円 普通株式に係る当期純利益 284,112千円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 12,000株</p>	<p>1株当たり純資産額 119,460.80円 1株当たり当期純利益 6,308.19円 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。</p> <p>1株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 75,698千円 普通株式に係る当期純利益 75,698千円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 12,000株</p>
--	---

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

[次へ](#)

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

		当中間会計期間末 (平成21年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金		350,338
有価証券		772,034
前払費用		31,658
未収委託者報酬		433,753
未収運用受託報酬		56,954
繰延税金資産		34,026
流動資産合計		1,678,762
固定資産		
有形固定資産		
建物	*1	25,411
器具備品	*1	13,068
有形固定資産合計		38,479
無形固定資産		
商標権		45
ソフトウェア		28,081
電話加入権		1,283
無形固定資産合計		29,409
投資その他の資産		
投資有価証券		553
長期前払費用		63
長期差入保証金		74,116
長期預け金		613
繰延税金資産		28,614
投資その他の資産合計		103,958
固定資産合計		171,846
資産合計		1,850,608

(単位：千円)

	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)
負債の部	
流動負債	
預り金	5,980
未払代行手数料	228,121
その他未払金	614
未払費用	70,109
未払法人税等	27,828
未払消費税等	*2 8,191
賞与引当金	48,000
流動負債合計	388,843
固定負債	
退職給付引当金	69,415
固定負債合計	69,415
負債合計	458,258
純資産の部	
株主資本	
資本金	600,000
利益剰余金	
利益準備金	25,876
その他利益剰余金	
別途積立金	109,000
繰越利益剰余金	657,410
利益剰余金合計	792,286
株主資本合計	1,392,286
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	65
評価・換算差額等合計	65
純資産合計	1,392,351
負債・純資産合計	1,850,608

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

		当中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
営業収益		
委託者報酬		675,085
運用受託報酬		99,756
投資助言報酬		283,848
その他営業収益		95
営業収益合計		1,058,785
営業費用		
支払手数料		305,975
広告宣伝費		3,550
調査費		68,576
委託調査費		42,012
委託計算費		21,748
営業雑経費		
通信費		3,829
印刷費		22,231
協会費		1,913
諸会費		638
その他営業雑経費		710
営業費用合計		471,182
一般管理費		
給料		
役員報酬		29,889
給料・手当		264,300
賞与		40,879
賞与引当金繰入		48,000
福利厚生費		43,191
交際費		406
旅費交通費		7,421
租税公課		3,603
不動産賃借料		49,565
退職給付費用		14,027
固定資産減価償却費	*1	16,836

業務委託費		27,485
諸経費		17,363
一般管理費合計		562,966
営業利益		24,637
営業外収益		
受取利息		26
有価証券利息		600
還付加算金		1,386
その他営業外収益		292
営業外収益合計		2,305
営業外費用		
雑損失		283
営業外費用合計		283
経常利益		26,658
特別損失		
固定資産除却損	*2	26
特別損失合計		26
税引前中間純利益		26,632
法人税、住民税及び事業税		25,233
法人税等調整額		14,117
法人税等合計		11,116
中間純利益		15,516

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自平成21年4月 1日 至平成21年9月30日)
株主資本	
資本金	
前期末残高	600,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	600,000
利益剰余金	
利益準備金	
前期末残高	20,200
当中間期変動額	
利益準備金の積立	5,676
当中間期変動額合計	5,676
当中間期末残高	25,876
その他利益剰余金	
別途積立金	
前期末残高	109,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	109,000
繰越利益剰余金	
前期末残高	704,330
当中間期変動額	
利益準備金の積立	5,676
剰余金の配当	56,760
中間純利益	15,516
当中間期変動額合計	46,920
当中間期末残高	657,410
利益剰余金合計	
前期末残高	833,530
当中間期変動額	
剰余金の配当	56,760
中間純利益	15,516
当中間期変動額合計	41,244
当中間期末残高	792,286
株主資本合計	

前期末残高	1,433,530
当中間期変動額	
剰余金の配当	56,760
中間純利益	15,516
当中間期変動額合計	41,244
当中間期末残高	1,392,286
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	-
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	65
当中間期変動額合計	65
当中間期末残高	65
評価・換算差額等合計	
前期末残高	-
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	65
当中間期変動額合計	65
当中間期末残高	65
純資産合計	
前期末残高	1,433,530
当中間期変動額	
剰余金の配当	56,760
中間純利益	15,516
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	65
当中間期変動額合計	41,179
当中間期末残高	1,392,351

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

期 別 項 目	当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券</p> <p>時価のあるもの 中間決算日の市場価格等による時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法を採用しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。</p> <p>なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込み利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に備えて、支給見込額の中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職金規程に基づく自己都合要支給額に基づき、中間会計期間において発生していると認められる額を計上しております。</p>
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

注記事項

（中間貸借対照表関係）

当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	
*1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物	59,475千円
器具備品	64,273千円
計	123,748千円
*2 消費税等の取扱い	
仮受消費税等と控除対象の仮払消費税等は相殺し、流動負債に表示しております。	

（中間損益計算書関係）

当中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	
*1 減価償却実施額	
有形固定資産	4,862千円
無形固定資産	11,974千円
*2 固定資産除却損は、器具備品26千円であります。	

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自平成21年4月1日至平成21年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	12,000	-	-	12,000
合計	12,000	-	-	12,000

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発効日
平成21年6月29日 定時株主総会	普通株式	56,760	4,730	平成21年 3月31日	平成21年 6月30日

（リース取引関係）

当中間会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

該当事項はありません。

（有価証券関係）

当中間会計期間末（平成21年 9月30日）

1. その他有価証券で時価のあるもの

内容	取得原価(千円)	中間貸借対照表計上額(千円)	差額(千円)
追加型株式投資信託	444	553	109
合計	444	553	109

2. 時価評価されていないその他有価証券

内容	中間貸借対照表計上額(千円)
追加型公社債投資信託（日々決算）	772,034
合計	772,034

（デリバティブ取引関係）

当中間会計期間末
（平成21年 9月30日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

当中間会計期間
（自 平成21年 4月 1日
至 平成21年 9月30日）

1 株当たり純資産額	116,029.21円
1 株当たり中間純利益	1,293.04円
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式を発行していないため記載していません。	
1 株当たり中間純利益の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純利益	15,516千円
普通株式に係る中間純利益	15,516千円
普通株主に帰属しない金額の主な内訳	該当事項はありません
普通株式の期中平均株式数	12,000株

（重要な後発事象）

当中間会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

平成15年8月11日付けで、定款の一部変更を決議し、当社の事業の目的として「年金等の有価証券に係る資産の運用、評価及び管理に関する情報提供並びにコンサルティングに係る業務」を追加いたしました。

平成18年6月30日付けで、会社法および関係法令の施行にともない、定款に、「機関の設置」、「株券の発行」、「取締役会の書面決議」などの条文を新設しました。その他、会社法の引用条文の変更と用語の整合性を図るため、また会社法に基づく株式会社としての必要な規定の加除・修正など全般について所要の変更を行ないました。

(2) 訴訟事件その他重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えると判断する事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社

a. 資本金の額

324,279百万円（平成21年9月末現在）

b. 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<参考：再信託受託会社の概要>

名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額：10,000百万円（平成21年9月末現在）

事業の内容：

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：

原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社（三菱UFJ信託銀行株式会社）から再信託受託会社（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 (平成21年9月末現在)	事業の内容
マネックス証券株式会社	7,425百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
日興コーディアル証券株式会社	10,000百万円 ¹	
フィデリティ証券株式会社	4,507百万円 ²	
楽天証券株式会社	7,477百万円 ¹	
東海東京証券株式会社	6,000百万円	

1資本金の額は平成21年10月1日現在です。

2資本金の額は平成21年10月28日現在です。

2【関係業務の概要】

(1) 「受託会社」は、以下の業務を行いません。

- a. 信託財産の保管・管理
- b. 信託財産の計算
- c. その他上記の業務に付随する業務

(2) 「販売会社」は、以下の業務を行いません。

- a. 募集・販売の取扱い
- b. 受益者に対する一部解約事務
- c. 受益者に対する一部解約金、収益分配金および償還金の支払い
- d. 受益者に対する収益分配金の再投資
- e. その他上記の業務に付随する業務

3【資本関係】

委託会社が所有する関係法人の株式または関係法人が所有する委託会社の株式はありません。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙ないし裏面に委託会社の名称およびロゴ・マーク、図案、写真等を使用し、ファンドの基本的性格を記載することがあります。また、表紙裏に金融商品販売法に係る重要事項、税法が改正された場合に税率が変更される旨を記載することがあります。
- (2) 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」の主要内容を要約し、「ファンドの概要」等として、交付目論見書の冒頭に記載することがあります。
- (3) 交付目論見書の冒頭に投資信託の基本用語についての説明や後半部に用語集を添付することがあります。
- (4) 交付目論見書の巻末に約款を掲載し、届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」の詳細な内容については、当該約款を参照する旨を記載することで届出書の内容の記載とすることがあります。
- (5) 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。また、「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況 5 運用状況」についての情報の一部をグラフ化し、交付目論見書中に記載することがあります。
- (6) 目論見書は電子媒体として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
- (7) 目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。
- (8) 当ファンドは、評価機関等の評価を取得、使用することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月27日

トヨタアセットマネジメント株式会社
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員

業務執行社員

公認会計士 鶴田 光夫

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているトヨタアセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トヨタアセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月29日

トヨタアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 鶴田 光夫
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているトヨタアセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トヨタアセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

?

独立監査人の監査報告書

平成21年5月13日

トヨタアセットマネジメント株式会社
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員

公認会計士 鶴田 光夫

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているトヨタアセット・バンガード海外株式ファンドの平成20年4月8日から平成21年4月6日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トヨタアセット・バンガード海外株式ファンドの平成21年4月6日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

トヨタアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

?

独立監査人の監査報告書

平成22年5月19日

トヨタアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員

公認会計士 鶴田 光夫

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているトヨタアセット・バンガード海外株式ファンドの平成21年4月7日から平成22年4月5日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トヨタアセット・バンガード海外株式ファンドの平成22年4月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

トヨタアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月22日

トヨタアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員

業務執行社員

公認会計士 鶴田光夫

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているトヨタアセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第21期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、トヨタアセットマネジメント株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。